

2020年3月13～12日

憲法、M I C 声明、自衛隊小松基地裁判、新型コロナ・特措法・影響、森法相発言、政局、原発、フラワーデモ

衆院憲法審、新藤氏が幹事懇談会を呼びかけ 「役割果たすべきだ」

産経新聞 2020. 3. 12 16:20

衆院憲法審査会の新藤義孝と党筆頭幹事（自民党）と山花郁夫野党筆頭幹事（立憲民主党）は12日、国会内で会談した。新藤氏は審査会の日程などを協議する与野党の幹事懇談会を13日に開くよう呼びかけたが、山花氏は返答を保留した。

与党側は2月から幹事懇の開催を求めているが、野党側は新型コロナウイルスへの対応などを理由に拒否している。

会談後、山花氏は13日の幹事懇の開催は困難だとの見通しを記者団に示した。新藤氏は記者団に「ほかの委員会はすべて開催されている。憲法審は憲法審の役割を果たすべきだ」と語った。

新型コロナが首相の憲法改正にとどめ？ 自民憲法集会は中止続々 国会も動かず

産経新聞 2020. 3. 11

新型コロナウイルスの感染拡大は、安倍晋三首相が目指す憲法改正にも大きな影響を及ぼしている。自民党の各議員による憲法研修会は自粛ムードに包まれ、当面は開催を見送る状況に追い込まれた。新型肺炎の対応に追われる国会でも、議論の場となる憲法審査会が動く兆しはない。挙党態勢で改憲の機運を高め、国会での議論を後押しする戦略は、しばらく停滞を余儀なくされそう

だ。「300人規模の憲法研修会を3月半ばに予定していたが、延期した。憲法だけ特別というわけにはいかない」

自民党若手議員の関係者はこう打ち明ける。別の研修会で講師を務める予定だった中堅議員も「こういう状況なので仕方がない」と肩を落とす。

緊急事態宣言 憲法改正を置き去りにするな

viewpoint編集部 2020/3/12（木）

中国湖北省武漢市で発生した肺炎を伴う新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、首相による「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が案成立する。しかし、非常時に私権制限する緊急事態宣言について憲法に明文がないままであり、特措法による対処は弥縫（びほう）策の繰り返しにすぎない。

新型肺炎で行事中止続く

新型肺炎の感染が深刻な事態を世界各国で起こしており、わが国でも政府の要請により学校の臨時休校や春の高校野球をはじめ各種行事の中止・自粛が続く中で、特措法改正は安倍晋三首相と立憲民主党の枝野幸男代表をはじめとする各党との合意で実現する運びになった。

新型インフルエンザは2009年に流行し、同特措法は民主党政権によって制定された。このため、新型コロナウイルスをおよそ1年の期限付きで対象に加えることは、旧民主党出身の野党各党の理解を得やすく早期成立に好都合なことは確かだ。

しかし、それでも同法成立までには世界保健機関（WHO）が緊急事態宣言を発してから1カ月半近くも経過することになり、個別の事案に対して特措法案を審議しては初動に後れを取ることになる。

このため、先に政府は呼び掛けの形で臨時休校をはじめさまざまな要請を行わざるを得なかった。国民や社会が概（おおむ）ね協力的に応じているのは幸いなことだが、法の不備は否めず、マスクの高額転売や流言飛語からトイレトーパーなどが品薄になるなど一部に混乱を招いた。

また、東日本大震災から9年を迎えた11日の政府主催の追悼式も中止になったが、巨大地震と大津波、原発事故という未曾有の事態に遭遇しながら初動が遅れた教訓がある。

当時も迅速な救助、復興に向け、憲法に緊急事態条項を盛り込む議論が野党だった自民党から起きた。12年に同党がまとめた憲法改正草案には「緊急事態」を新設。一昨年には、審議のたたき台として①自衛隊明記②緊急事態対応③参院選合区解消④教育充実——などを提案した。

しかし、国会の憲法審査会は開店休業の状態が続き、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な非常時に直面しても、いまだに憲法改正に結び付いていないために対処が後手に回るのは残念なことだ。

今回の特措法改正でも緊急事態宣言がなされれば都道府県知事が対応を取り、外出の自粛要請、興行施設の使用制限や興行中止、臨時病床などの開設のために土地・建物を所有者の許可なく使用することなど私権制限が可能となる。

このため、緊急事態を極力宣言しなくても済むように専門家の意見を踏まえて慎重に判断する。また、政府は国会に事前報告することが付帯決議に盛り込まれたが、事態の長期化を専門家が予想する中でさまざまな出来事にも対処できるようにしておくことも重要だ。

国会で冷静な議論を

国家国民の非常時にこそ政府の役割が増すのであり、そのような時のために憲法の規定を考える冷静な議論が国会で並行して行われるべきだ。

新型コロナウイルスによる「緊急事態」の宣言。起こりうる「人権の停止」に抗うために。

HARBOR BUSINESS Online / 2020年3月11日 8時32分



※写真はイメージです photo by 吉野秀

宏 / PIXTA(ピクスタ)

◆はじめに——突然の学校休業

2月27日、安倍晋三首相は、新型コロナウイルス感染症対策のためとして、全国の小中高校に対して、3月2日からの臨時休校を要請した。この決断は唐突に行われたもので、与党議員ですら、その多くが事前に知らされてはいなかったという。

学校や教育委員会も寝耳に水であった。まして現場の教員たちは、その日の夜、ネットやテレビのニュースで初めて知るといった有様であった。ただでさえ学期末で成績評価や行事などが立て込んでいるこの時期のことである。テストはどうなるのか。卒業式はどうなるのか。学校は短期間に判断を迫られることになり、各地で混乱が起こった。

問題は山積みである。たとえば非常勤の教員の給与保障はどうなるのか。非常勤の教員はコマあたりで給与が支給されるため、学校が休業するとなると生計が成り立たなくなってしまう。すでに発注してしまった分の給食の食材はどうなるのか。大量の牛乳は廃棄するしかないのか。給食がなくなった場合、それらを貴重な栄養源にしているような子どもの食事はどうなるのか。

共働き世帯やシングルペアレント世帯で、子供に留守番をさせることができない親たちは、学校の代わりに子供を預けることができる場所を急遽探さねばならなくなった。生活に余裕があれば最悪仕事を休むことで対応可能だろうが、ギリギリの生活で仕事を休むことができない一人親家庭は、それも困難である。

29日、安倍首相は改めて記者会見を開いたが、この臨時休校に至った経緯についての具体的な説明はなく、また、臨時休校によって困難な立場に立たされてしまう人々について、具体的な支援策を述べることはなかった。

◆休校要請の法的根拠？

そもそも、今回の首相の要請には、いかなる法的根拠があるのか。学校保健安全法第20条は、学校の感染症予防上の臨時休業を可能にしている。ただし、それができるのは学校の設置者である。たとえば公立の小中学校において、その設置者は地方公共団体の教育委員会にあたる。つまり、首相には臨時休業を決定する権限はない。

2012年、民主党政権の時代に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法を援用すれば、内閣総理大臣は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行うことができる。しかし、それでも直接的に臨時休校を命じることができるのは都道府県知事などであって、首相ではない。そもそも政府は現時点で特措法の適用を行っておらず、新法の制定を急ぐとしている。

従って、2月27日時点での首相の臨時休校要請は「法の外」においてなされたものと考えざるを得なく、少なくとも政府のほうでもそれを認識しているからこそ、表現が「要請」にとどまっているともいえる。

にもかかわらず、首相の「超法規的」要請は、事実上の法として機能した。この要請を受けて、3月2日もしくは初週からの臨時休業に踏み切る自治体がほとんどであったのだ。教育行政は理念としては地方分権を原則とするとはいえ、自治体の教育委員会が国家の要請を跳ね付けるのは困難である。まして、旧教育基本法を改正して、中央政府が各地の教育により干渉しやすくなったのが、他ならぬ第一次安倍政権である。そのような背景のもとで、首相が公に発表した「要請」は単なる要請でしかないのだから、休校を決定する権限はいまだ各自治体に留保されていると考えるのは、あくまでも建前でしかない。

◆自己拘束なき行政権力

確認しておかなければならないのは、現代の肥大した行政権力が、現行の法秩序の頭越しに権力を行使することは、やろうと思

えば難しくはないということだ。もちろん近代民主主義国家は、三権の分立を憲法上の基本原理としている。立法府が法を制定し、行政府がそれを執行する。立法府が憲法に従って法律を制定しているか、行政府がそれを正しく執行しているか。それを審査するのは、独立した第三の機関である裁判所である。

ところが20世紀に入り、国家が担うべき役割が増加するにつれて、近代民主主義国家は執行権に権力の重心が集まる行政国家となった。特に議院内閣制においては、行政府と立法府の多数派が（通常は）一致する仕組みになっている。立法府と行政府の緊張関係は希薄化する。それどころか、立法府は行政府の必要に応じて法律を制定する上意下達機関と化してしまう。立法府の最後の砦となるのは、政権の腐敗や法案の問題点について、政府与党を厳しく批判する野党なのであるが、その役割の重要性は残念ながら日本社会において十分認知されているとはいえない。

最高裁判所は「憲法の番人」と呼ばれる。しかし日本の場合には、最高裁判所長官の任命権というかたちで、行政府は司法権に介入することができる。国民審査による最高裁判所長官の罷免権は、ほとんど換骨殖胎されている。最高裁判所の違憲立法審査権は、いわゆる統治行為論によって事実上の制限がある。そもそも違憲審査制を充実させることによって、有権者によって選ばれてはいない裁判官が事実上の立法機関となる（「司法国家」）ことについても議論がある。そこで、最高裁判所の代わりに内閣に対する「法の番人」となってきた内閣法制局であったが、第二次安倍政権は人事慣例を破り、法制局出身者以外の長官を据えることで、その番人を骨抜きにしてしまった。さらにまた、人事院を屈服させ、政権に近い検事長の定年を延長することによって、検察庁をも完全に支配下に置こうとしている。

国家機関の外部から権力を監視する役割を担うのが、マスコミである。しかしこれも安倍政権は、NHK会長や経営委員への「お友達」の起用や、新聞やテレビ局トップとの会食によって、懐柔に成功してしまっている。現在の日本の行政府は、対抗権力によるコントロールを全く望めない状況にある。

こうした安倍政権による一連の動きは、日本における現行法秩序に対する挑戦である。19世紀ドイツの国法学者G・イエリネックは、『一般国家学』にて、国家は制定された法に自己を義務付けるという国家の自己拘束説をとなえた。のちにこの学説は君主権を正当化するための欺瞞的な説だと自由主義勢力の批判を浴びるが、憲法学者の石川健治のように、むしろそれをカントの義務論的に解釈することによって（国家は自らを法に義務付けなければならぬ）、現状の日本においてそれを再評価しようとする動きもある。（※1）この観点からいえば、安倍政権は自己拘束なき行政権力である。

◆「緊急事態」の正統性

規範主義的にいえば、日本の行政府が持つあらゆる権力は、すべて日本国憲法に由来する。裏返せば、憲法や制定法を無視した権力の行使は、いかなる正当性も持たないということである。しかし現実的には、コントロールが効かない政権の自由気ままな振舞いは追認されている。これを法規によって抑制することは難しい。「他のあらゆる秩序と同様、法秩序が基づいているのは決断であって、規範ではない」（※2）。これは20世紀ドイツの公法学者であるカール・シュミットの言葉である。シュミットは『政

治神学』において、法学的思考からなるべく人間の意志を取り除こうとする規範主義的な法学を批判し、現実の世界に対して秩序を与えるのは規範ではなく決断であるとした。

シュミットによれば、規範主義の無力さは「例外状態」という状態について考察することによって明らかとなる。「主権者とは例外状態において決断を下す者のことである」(※3)。これは、『政治神学』の冒頭にある有名な一文である。日本国憲法では、国民が主権者であると定められている。しかしシュミットがここで述べているのはそうした政体論上の主権者ではなく、「例外状態」において権力を振るうものは誰なのか、ということである。規範主義の考え方では、この「例外状態」という状態を上手く扱うことができない。緊急事態について、憲法や法律で定めることができたとしても、今まさに現実起こっている事態が緊急事態なのかどうかは、規範によっては判断できないからである。

というのは、「緊急事態」とは価値命題だからである。法規範は、「緊急事態」の際に国家が取りうる行動を定めることができて、いつどこで何が起こった場合が「緊急事態」にあたるのかを、すべて列挙することはできない。仮に新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症に限定した特別立法であっても、政府はやるうと思えば、それ以外の事態についても「緊急事態」だと拡大解釈することができる。荒唐無稽な話ではない。安倍政権によれば、たとえ3人の専従職員を引き連れていたとしても、首相夫人は「私人」なのだし、「桜を見る会」招待者名簿のバックアップデータは「行政文書ではない」のである。

「緊急事態」は規範それ自体からは導くことはできない。「今はまさに緊急事態だ」と主権者が言った場合、主権者は事実を記述しているのではなく、「我々は今のこの現実を緊急事態だとみなす」という決断をパフォーマンスに行っているのである。

この決断は、「緊急事態」を宣言することによって、そのために定められた法規範の適用を求めるものであると同時に、その決断自体が法規範と同等の効力をもつことを求めるものである。インドの叙事詩的映画『バーフバリ』(S・S・ラージャマウリ監督)で、マヒシュマティの最高権力者である国母シヴァガミは、自分自身が何か命令する際、最後に「私の言葉を法と心得よ!」と付け加える。主権をもつ指導者の言葉は単なる言葉ではなく、それ自体が法となるのだ。ホプズは、「真理が法をつくるのではなく、権威が法をつくる」と述べた。主権者が現状を「緊急事態」と定めたのである。ならば、人民も、現状を「緊急事態」であるものとして行動せよ!

◆「例外状態」における人間疎外

「例外状態」とは本来、法規範とその適用の間にある、換言すれば当為と事実の間にある、どちらともつかないアノミーの地帯のことを指していたはずだ。しかし『政治神学』におけるシュミットのように、決断主義を採用することで「例外状態」を法規範のうちに取り込んでしまったとたん、「例外状態」はとたんに物象化し、人民の思考を支配する。月曜日からの休業を木曜日の夜に決めるなんてどうかしてる?確かに普通ならば。だが今は緊急事態なのだから仕方がないだろう。学校を休校すると子どもを預ける先がない?なるほどそれは大変だ。しかし今は緊急事態なのだから何とか耐え忍んでくれ。イベントを休業すると収入がなくなる?かわいそうに。しかし今は緊急事態なのだ。何とか協力し

てくれ。野党はいちいち政府の批判をするな。今は国難だ。戦時下と同じだ。一致団結せよ……。

「緊急事態」の宣言は、それまでの法や制度を一気に破砕するだけでなく、国家が人民に対して負うべき責任や義務をも破砕する。そしてそれは、それを法として理解してしまった人民にとっても、仕方がないものとして受け止められてしまうのである。

シュミットの「例外状態」をミシェル・フーコーの「生権力」論によって読み解くジョルジョ・アガンベンを試み(※4)のように、これを人間の権利の側面からみると、「例外状態」において主権者は、法や権利を停止させ、人間の生を宙吊りにしたうえで、人間と人間の間に線引きを行っているといえる。

もしテロリストの攻撃を止められるなら、(アブグレイブ刑務所のように)捕虜に拷問することも許される。「子どもの安全」という抽象的な大義のためなら、学校を休業して困る人がでたとしても仕方がない。「中国人お断り」は差別ではなく、公衆衛生のための当然の処置である……。「例外状態」において、普遍的な人権は停止され、新たな境界線が引かれる。もちろんそこで人間的なものの恩恵を受けられないのは、常に弱い者の側である(非正規、貧困、シングルマザー……)。

そして「緊急事態」の宣言が、主権者の決断に根拠を置くのであれば、理論上、こうした人権の停止はいつでも起こりうることになる。「例外状態」と「通常状態」の境界は消滅し、私たちはいつでも、宙吊りにされた生(アガンベン的に言えば「剥き出しの生」)を生きることになるだろう。

しかし、一時期盛んに主張された「決められない政治」から「決められる政治」へというスローガンが示すように、我々の社会では決断こそが指導者のなすべきこととみなされている。「例外状態」において、むしろ弱者を排除するような「苦渋の決断」をすればするほど、かれは「優れたリーダー」とみなされることになるのである。これは安倍晋三についてだけ述べているのではない。大阪府知事や北海道知事に対しても当てはまる。

◆おわりに

3月9日、安倍首相は、今回の状況を「歴史的緊急事態」とした。13日には、緊急事態条項を盛り込んだインフルエンザ法を援用した、コロナ新法が制定される予定である。同法では私権制限についての政府の行動は極めて限定されている。しかし上述の通り、「緊急事態」において、政府のなしうる行動は事実上歯止めはないのである。

私たちは、コロナウイルスによる危機に立たされている。もちろん感染症のパンデミックは恐ろしい。しかし——ある意味ではそれ以上に——恐ろしいのは、コロナウイルスが人権に代わる新たな価値尺度として、「緊急事態」における法秩序の王冠(corona)となることである。それは、日本国憲法が事実上改憲されたのと同じ効果をもたらす。

だから、「緊急事態」を煽り、人間の生を「剥き出しの生」へと切り詰めようとする言説に対しては、抵抗していかなければならない。全国的な学校の休業は、もし必要であったとしても、超法規的な方法によってのみ可能となるわけではない。たとえば休校のデメリットを予測し、必要な支援策を「事前に」定めておくことで、各自治体の教育委員会に自然と休校の決断を促すことは可能だったはずである。「今は緊急事態なのだから黙っている」

という圧力に抗して、こうした批判を続けていく必要がある。

目に見えないウイルスによって、我々の生命は脅かされている。しかし、いかに生命の危機だからといって、我々の生命そのものを国家に売り渡す必要はないのである。

【参考文献】

※1 石川健治「すべての人が負けたのだ—安保法制「一億総活躍」思想の深層を探る—佐々木惣一が憲法13条を読む」WEB 論座 2016年2月23日付

※2 Carl Schmitt, Politische Theologie, Duncker & Humblot, 2009(2. Aufl., 1934), S.16

※3 Ebenda, S.13

※4 ジョルジョ・アガンベン（上村忠男・廣石正和訳）『アウシュヴィッツの残りもの——アルシーヴと証人』月曜社、二〇〇一年。

<文/北守（藤崎剛人）>

【北守（藤崎剛人）】

ほくしゅ（ふじさきまさと） 非常勤講師&ブロガー。ドイツ思想史/公法学。ブログ：過ぎ去ろうとしない過去 note : hokusyu Twitter ID : @hokusyu1982

首相会見、マスコミ労組など要請「十分な質疑時間を」

朝日新聞デジタル編集委員・北野隆一 2020年3月12日 17時48分



安倍首相のオープンな記者会見

実施を求める署名簿を内閣官房の職員（右端）に提出する日本マスコミ文化情報労組会議の南彰議長（右から2人目）、上西充子・法政大教授（同3人目）ら。12日午後1時36分、東京・永田町の内閣府前、北野隆一撮影

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校要請をめぐって安倍晋三首相が2月末に開いた記者会見が不十分だったとして、マスコミの労組や市民団体が12日、2万8185筆の署名を添えた要請文を内閣官房と日本記者クラブに提出した。十分な質疑時間を確保し、質問の機会を広く認めた再度の会見を実現するように求めている。

安倍首相は2月29日、首相官邸での記者会見で質問を5問しか受け付けず、「まだ質問があります」との声が出る中、会見を打ち切った。要請文は「生活や経済、市民的自由に多大な影響が生じる政策決定について国民・市民に説明し、納得を得る必要がある」としている。

署名を呼びかけたのは、新聞やテレビなどの労組でつくる「日本マスコミ文化情報労組会議」（議長=南彰・新聞労連委員長）と、国会審議の街頭上映活動を続ける「国会パブリックビューイング」（代表=上西充子・法政大教授）。内閣記者会加盟の報道機関19社にも要請文を送付する。（編集委員・北野隆一）

小松基地騒音、国に賠償命令 飛行差し止めは認めず—金沢地裁

時事通信 2020年03月12日 17時27分

航空自衛隊小松基地（石川県小松市）の周辺住民2166人が、国に自衛隊機と米軍機の早朝や夜間の飛行差し止めと騒音被害への損害賠償を求めた第5、6次訴訟の判決が12日、金沢地裁であった。加島滋人裁判長は過去の騒音被害のみを認定し、国に計約19億2700万円の支払いを命じた。飛行差し止めや将来分の被害に対する賠償請求は認めなかった。

加島裁判長は航空機騒音の国際基準「うるささ指数」（W値）が75以上の原告2160人に対し、1カ月当たり4000～1万4000円の賠償を認めた。

将来分の賠償は「請求権を欠く」として認めず、飛行差し止めは「原告の請求は、防衛大臣の自衛隊機に関する権限の取り消しや変更を包含することになり、民事上の訴えとして不適法」と退けた。

判決後、原告団の弁護士は記者会見し、「賠償を認めたことに一定の評価はするが、周辺住民を救済するという意味では全く前進が見られない不当な判決だ」と語った。

小松基地爆音訴訟 国に19億円賠償命令 飛行差し止めは退ける 金沢地裁

毎日新聞 2020年3月12日 22時46分（最終更新 3月12日 22時46分）



金沢地裁の前で「差し止め認めず」などと書か

れた紙を掲げる原告側弁護士ら＝金沢市で2020年3月12日午後3時16分、日向梓撮影

航空自衛隊小松基地（石川県小松市）の周辺住民約2200人が国に対し、自衛隊機と共同使用する米軍機の夜間・早朝などの飛行差し止めや騒音被害の損害賠償を求めた「第5、6次小松基地爆音訴訟」の判決で、金沢地裁（加島滋人裁判長）は12日、過去の騒音被害を認め、総額19億2686万円の支払いを命じた。飛行差し止めと将来分の賠償請求は退けた。

訴えたのは騒音の指標である「うるささ指数（W値）」が75以上の地域の住民ら。訴訟では、騒音によって不眠症や精神疾患などの健康被害が起きているかなどが争点となった。

加島裁判長は「騒音は社会生活上の受忍限度を超えている」として精神的被害を認め、W値75～90の地域を4区分し、1人あたり月額4000～1万4000円を2160人に支払うよう国に命じた。一方、住民側が独自に実施した健康調査の結果も示して主張した健康被害については「住民らに共通する被害が生じているとは認められない」と判断した。

自衛隊機の飛行差し止めは、民事訴訟で請求するのは「不適法」と却下。米軍機についても「国の支配が及ばない第三者の行為の差し止め請求で理由がない」と棄却した。飛行が差し止められるまでの将来分の賠償を認めなかったことも含め、過去の基地騒音訴訟での最高裁判例に沿った判断をした。

小松基地爆音訴訟では、国内初の基地騒音訴訟となった1975

年提訴の第1次から3、4次（95、96年提訴）まで、過去の損害賠償だけを認める判決が確定している。騒音被害が改善されていないとして、過去最多の住民が08年に5次、09年に6次訴訟を起こしていた。【井手千夏、日向梓】

小松基地爆音訴訟「差し止め認めず」 原告「怒りで体が震えた」住民の願い届かず

毎日新聞 2020年3月12日 22時58分(最終更新 3月12日 22時58分)



金沢地裁の前で「差し止め認めず」などと書

かれた紙を掲げる原告側弁護士ら＝金沢市で2020年3月12日午後3時16分、日向梓撮影

金沢地裁で12日にあった第5、6次小松基地爆音訴訟で住民敗訴の判決が読み上げられると、弁護士団は地裁前で「差し止め認めず」と書かれた紙を掲げた。1975年の第1次提訴から45年。静かな空を望む住民の願いはまたも届かなかった。

「怒りで体が震えた」。傍聴に訪れた原告の一人、東洋子さん（72）＝石川県小松市＝は判決後に語った。50年以上暮らす自宅は小松基地の北東約7キロ。戦闘機が近づくと、一緒に遊んでいた孫が「怖い」としがみつくこともある。戦闘機の部品落下事故も相次ぎ、2019年6月には意見陳述に立ち、「私たちに普通の暮らしができるようにしてほしい」と訴えていた。

住民側が5、6次訴訟で最も重視した主張の一つが健康被害に対する賠償だった。騒音と健康被害の因果関係を分析するため11年、基地周辺の全676世帯に健康影響調査を実施。騒音によって不眠症や精神疾患などの健康被害が生じているという調査結果を基に、裁判では「（騒音は）深刻な人権侵害」として、原告一律の賠償を求めた。

だが裁判所は、「健康被害が周辺住民全員に生じているとは認められない」と住民側の主張を認めなかった。原告団長の出渕敏夫さんは判決後の記者会見で「詳細な調査をしてきたのに、なぜ裁判所は認めないのか」と憤った。【日向梓、井手千夏】

国側に19億円賠償命令 小松基地訴訟で金沢地裁

日経新聞 2020/3/12 18:32

航空自衛隊小松基地（石川県小松市）の周辺住民ら2166人が、米軍機と自衛隊機の一部時間帯の飛行差し止めと騒音被害の損害賠償などを国に求めた「第5、6次小松基地騒音訴訟」の判決で、金沢地裁（加島滋人裁判長）は12日、結審時までの過去分の賠償として、国側に約19億2千万円の支払いを命じた。飛行差し止めと将来分の賠償については退けた。同種訴訟の判例を踏襲する形となった。



小松基地騒音訴訟の判決後、金沢地裁

前で垂れ幕を掲げる原告側関係者（12日午後）＝共同
飛行騒音に対する住民の受忍限度や、騒音と住民の健康被害の因果関係などが争点だった。

加島裁判長は判決理由で「航空機騒音により住民は睡眠など日常生活が妨害され、精神的被害を受けている」と指摘。原告の大半は騒音レベルの指標「うるささ指数（W値）」が75以上の区域に住み「騒音は社会生活上、受忍すべき限度を超えている」とした。一方で「騒音によって健康被害が生じているものとは認められない」と述べ、精神疾患や難聴などと騒音の因果関係を否定した。自衛隊機の差し止め請求については「防衛大臣による公権力の行使の取り消し変更になり、民事上の訴えとして不適法」として却下。米軍機は「国の支配の及ばない第三者の行為の差し止め請求で、理由がない」として棄却した。

訴状によると、住民らは、年間180～240日の訓練などによる飛行騒音で、身体的被害や日常生活の妨害などを受けているとしている。自衛隊と在日米軍の違憲性も主張していた。

原告側は、正午～午後2時と午後6時～翌日午前7時の飛行差し止めや、過去分の損害賠償として約160億円、飛行が差し止められるまでの将来分として1人当たり毎月5万円を求めている。1～4次訴訟ではいずれも過去分の損害賠償のみを認める判決が確定。5、6次訴訟は2008～09年に提訴、昨年6月に結審した。【共同】

小松基地訴訟 国側に19億円賠償命令 飛行差し止めは退ける

産経新聞 2020.3.12 19:23

航空自衛隊小松基地（石川県小松市）の周辺住民ら2166人が、米軍機と自衛隊機の一部時間帯の飛行差し止めと騒音被害の損害賠償などを国に求めた「第5、6次小松基地騒音訴訟」の判決で、金沢地裁（加島滋人裁判長）は12日、結審時までの過去分の賠償として、国側に約19億2千万円の支払いを命じた。飛行差し止めと将来分の賠償については退けた。同種訴訟の判例を踏襲する形となった。

飛行騒音に対する住民の受忍限度や、騒音と住民の健康被害の因果関係などが争点だった。加島裁判長は判決理由で「航空機騒音により住民は睡眠など日常生活が妨害され、精神的被害を受けている」と指摘。原告の大半は騒音レベルの指標「うるささ指数（W値）」が75以上の区域に住み「騒音は社会生活上、受忍すべき限度を超えている」とした。

小松基地騒音訴訟 国に対し約19億円の賠償命じる判決

NHK 2020年3月12日 16時13分



石川県の航空自衛隊小松基地の周辺住民などが騒音の被害を訴えた裁判で、金沢地方裁判所は、国におよそ19億円の賠償を命じる判決を言い渡しました。一方、自衛隊機とアメリカ軍機の飛行の差し止めについては訴えを認めませんでした。

小松基地の騒音をめぐって起こされた第5次と第6次となる今回の集団訴訟では、周辺の住民およそ2100人が、自衛隊機とアメリカ軍機の騒音で健康被害を受けているなどとして、国に対し夜間や早朝などの飛行の差し止めと、過去の被害と将来の被害に対する賠償を求めています。

12日の判決で金沢地方裁判所の加島滋人裁判長は「自衛隊機などの騒音によって、基地周辺の住民は、健康被害までは認められないものの、日常生活が妨げられ、耐えられる限度を超える精神的被害を受けている」などと指摘し騒音の被害を認め、過去の分についておよそ19億円の賠償を命じました。

一方、将来の被害の賠償については「航空機の騒音が将来も続くとしても、損害賠償の範囲を事前に明確に認定することはできない」などとして認めませんでした。

また飛行の差し止めについては「自衛隊機の運航は公権力の行使にあたり、民事の裁判によって請求するのは不適法で、アメリカ軍機については国の支配が及ばない」として訴えを認めませんでした。

基地の騒音をめぐる裁判では、神奈川県厚木基地をめぐる集団訴訟で、1審と2審が自衛隊機の夜間や早朝の飛行差し止めを命じましたが、最高裁は4年前「自衛隊機の運航には高度の公共性や公益性がある」として差し止めを認めない判決を言い渡している、その後も各地の裁判所で同様の判決が続いています。

マスク配布、対象外の朝鮮学校幼稚園が抗議 さいたま市

産経新聞 2020. 3. 12 18:08

さいたま市は12日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市が備蓄しているマスクを幼稚園などの職員に配っていることに絡み、配布の対象外としている埼玉朝鮮初中級学校幼稚園（同市大宮区）から抗議文が寄せられたと明らかにした。対応は今後検討する。

市幼児政策課の担当者は「幼稚園や認可外保育施設などの法律上の位置付けがあり、市が普段から指導監督を行っている施設を配布の対象にした」と話している。朝鮮学校側は11日に提出した抗議文で「人権上、また人道上も到底看過できない。断固抗議するとともに、早急に対象に含むことを強く求める」と訴えた。

マスクの配布は9日から、市内の保育園や幼稚園などの職員向けに実施している。

新型コロナ法案、13日成立 「緊急事態宣言」可能に

時事通信 2020年03月12日18時56分



新型インフルエンザ対策特別措置法

改正案を賛成多数で可決した衆院本会議＝12日午後、国会内

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に備えて「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ対策特別措置法改正案は12日午後の衆院本会議で、与党や立憲民主党などの賛成多数で可決された。13日の参院本会議で成立する見通し。

14日にも施行され、新型コロナウイルスが特措法の対象に追加される。「全国的かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響が及ぶ」などと判断されれば、首相が期間と区域を指定して緊急事態を宣言できる。

これにより、都道府県知事は(1)外出の自粛要請(2)学校、映画館など大勢の人が集まる施設の使用制限の要請・指示(3)臨時医療施設を設置する場合の、所有者の同意なしの土地や建物の使用—などが可能になる。

新型コロナ法、13日に成立 私権制限、立・国も賛成

2020/3/12 20:17 (JST)3/12 21:02 (JST)updated 共同通信社



新型インフルエンザ等対策特別措置法

改正案を賛成多数で可決した衆院本会議＝12日午後

新型コロナウイルスの感染拡大に備える新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案は12日午後の衆院本会議で、自民、公明両党に加え、立憲民主、国民民主、日本維新の会、社民各党などの賛成多数で可決、通過した。13日に参院本会議で成立する見通しだ。国民の私権制限につながる「緊急事態宣言」が可能となる。安倍首相は採決に先立ち、福島第1原発事故の際、検察官が市民より先に逃げたと答弁した森法相に厳重注意した。

改正案は13年施行の特措法の適用対象に、新型コロナ感染症を追加する内容。緊急事態宣言は、感染がまん延し、国民生活に影響を及ぼす恐れがある場合に首相が判断する。

インフル特措法改正案 衆院本会議で可決 13日成立へ

毎日新聞 2020年3月12日 20時22分(最終更新 3月12日 20時24分)



新型コロナウイルス感染症を新型イン

インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする同法改正案が与野党の賛成多数で可決された衆院本会議＝国会内で2020年3月12日午後4時47分、川田雅浩撮影

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする同法改正案は12日の衆院本会議で、自民、公明両党と立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、社民党などの賛成多数で可決され、参院に送付された。13日に参院内閣委員会で審議入りし、同日の参院本会議で成立する見通し。

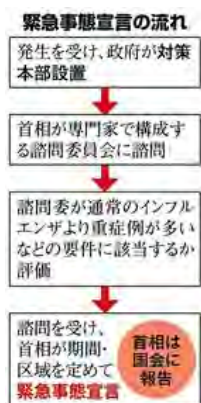
改正案は、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延によって、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすか、そのおそれがある場合などに首相が緊急事態宣言を発令できる。対象地域の都道府県知事は、仕事や食料品の買い出しなど必要な場合を除く外出の自粛要請や、学校・保育所などの使用、イベント開催の制限や停止の要請・指示ができる。菅義偉官房長官は12日の記者会見で「現時点では、ただちに緊急事態宣言を出すような状況

にはない」との認識を示した。

立憲、国民、維新など野党は、宣言に当たり、特に緊急の場合を除いて国会に事前報告することなど 20 項目の付帯決議を付すことで与党と合意し、11 日の衆院内閣委で賛成に回った。共産党は 12 日の衆院本会議で「人権の制限を広範に可能にする」などとして反対した。【立野将弘、野間口陽】

緊急事態宣言、「事前報告」で立憲など妥協 特措法案

朝日新聞デジタル 安倍龍太郎、永田大 今野忍 2020 年 3 月 12 日 6 時 00 分



政府資料と11日の国会審判による 緊急事態宣言の流れ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、首相による「緊急事態宣言」を可能とする法案が 11 日、衆院内閣委員会で可決された。宣言発令時の私権制限への懸念が噴き出しているが、立憲民主党などは、国会への「事前報告」が付帯決議に盛り込まれたことから賛成に回った。審議時間はわずか 3 時間余りだった。担当相「強力だが伝家の宝刀」

同委で採決されたのは、新型コロナを新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に加える改正案。改正案と付帯決議には自民、公明の与党のほか、立憲、国民民主、日本維新の会が賛成した。

緊急事態宣言の前提となるのは、①国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ②全国的かつ急速な蔓延（まんえん）で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ——の 2 要件。首相は 2 年を限度に期間を定め、原則的に都道府県ごとの区域を示して宣言する。

対象地域となった都道府県知事は、住民に不要不急の外出自粛を求めることができるほか、学校や老人福祉施設の使用停止、音楽やスポーツイベントなどの開催制限を要請できる。仮に正当な理由なく求めに応じなかった場合には、知事は指示を出すこともできるが、罰則規定は設けられていない。

患者が急増し、受診できる医療機関が足りなくなった場合に臨時の施設を開設できるよう、土地や建物を所有者の同意を得ずに使うことも認める。必要に応じ、医薬品や食料品を収用することもできる。

今回の新型コロナの事態で私権制限の道を開く法改正について、答弁を担う西村康稔経済再生担当相は「万が一に備えて準備する。宣言後は強力な措置がとれるようになるが、『伝家の宝刀』として使わずに済むように収束に向け全力を挙げたい」と述べた。さらに「特措法に『基本的人権の尊重』が盛り込まれており、縛りがかかっている」と強調した。

同委に委員を出している政党で唯一反対した共産党の塩川鉄也氏は反対討論で、改正案について、憲法で保障する移動の自由や集会の自由、表現の自由を制約するものと位置づけた。そのうえで、「緊急事態宣言を発動する要件が不明確」といった批判を展開した。（安倍龍太郎、永田大）

■「国会承認を盛り込むべき」反…

残り：862 文字／全文：1756 文字

新型コロナ法案、13 日成立 「緊急事態宣言」可能に

時事通信 2020 年 03 月 12 日 18 時 56 分



新型インフルエンザ対策特別措置法改

正案を賛成多数で可決した衆院本会議＝12 日午後、国会内

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に備えて「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ対策特別措置法改正案は 12 日午後の衆院本会議で、与党や立憲民主党などの賛成多数で可決された。13 日の参院本会議で成立する見通し。

14 日にも施行され、新型コロナウイルスが特措法の対象に追加される。「全国的かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響が及ぶ」などと判断されれば、首相が期間と区域を指定して緊急事態を宣言できる。

これにより、都道府県知事は(1)外出の自粛要請(2)学校、映画館など大勢の人が集まる施設の使用制限の要請・指示(3)臨時医療施設を設置する場合の、所有者の同意なしの土地や建物の使用—などが可能になる。

新型ウイルス「緊急事態宣言」可能にする法案 13 日成立で合意

NHK 2020 年 3 月 12 日 19 時 21 分



新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、「緊急事態宣言」を可能にする法案をめぐる、自民党と立憲民主党の参議院国会対策委員長が会談し、あす参議院の内閣委員会で質疑を行ったうえで、本会議で採決し、成立させることで合意しました。

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、「緊急事態宣言」を可能にする法案は、12 日衆議院本会議で可決され、参議院に送られましたが、参議院内閣委員会で予定されていた審議は、十分な時間が確保できないとして、見送られました。

これを受けて、自民党の末松参議院国会対策委員長と、立憲民主党の芝参議院国会対策委員長が会談し、13 日参議院の内閣委員会で、法案の趣旨説明と質疑を行ったうえで、採決し、その後、直ちに本会議でも採決して、成立させることで合意しました。

また、立憲民主党は、障害がある人や、学校が休校になった保護者へのさらなる配慮などを政府に求める付帯決議も採決したいと考えて、与野党の間で調整が行われる見通しです。

「緊急事態宣言」可能にする法案 成立するとどうなる？

NHK2020年3月13日 5時47分



新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、「緊急事態宣言」を可能にする法案が、13日参議院で質疑と採決が行われ、成立する見通しです。

首相が区域指定し宣言 知事が使用制限などの要請や指示も
法案が成立し施行されれば、新型インフルエンザ対策の特別措置法の対象に「新型コロナウイルス感染症」が追加されます。
対象とする期間は「最長2年間」となっていますが、担当の西村経済再生担当大臣は、今のところは1年間で想定しているとしています。

そして、総理大臣が「緊急事態宣言」を行うことが可能になりますが、宣言を出す際には、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合と、全国的かつ急速なまん延により国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合の、2つの要件をいずれも満たす必要があると定められています。
さらに、感染症の専門家でつくる「諮問委員会」に意見を聞くなどの手続きも必要です。

こうした手続きを経て「緊急事態宣言」が必要だと判断した場合、総理大臣は、緊急的な措置を取る期間や区域を指定し、宣言を出します。

これを受けて、対象地域の都道府県知事は、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除いて、外出の自粛をはじめ、感染の防止に必要な協力を要請できるようになります。

また、学校の休校や百貨店や映画館など多くの人が集まる施設の使用制限などの要請や指示を行えるほか、特に必要がある場合は、臨時の医療施設を整備するために、土地や建物を所有者の同意を得ずに使用できるようになります。

さらに、緊急の場合、運送事業者に対し医薬品や医療機器の配送の要請や指示ができるほか、必要な場合は、医薬品などの収用を行えます。

このように、「緊急事態宣言」が出された際には、行政機関に強い権限が与えられるため、与野党の協議や国会審議などでは、慎重な判断を求める意見や国会への事前の報告や承認を求める意見が出されていました。

専門家会議メンバー「直ちに宣言出す必要ない 法整備に意味」



国の専門家会議のメンバーで日本感染症学会の舘田一博理事長は「感染拡大を防ぐ対策として、最も効果的なのは人の動きを抑えることで、中国は強い権限で人々が家から出ないようにして封じ込めに成功しつつある。しかし、日本は中国よりも緩やかな方法で、経済へのダメージを可能なかぎりおさえながら、対策を行うことが可能な段階であり、直ちに緊急事態宣言を出して行うような措置は必要ないと思う」と指摘しています。

そのうえで「日本でも、特定の地域で、中国やイタリアのように爆発的に感染が拡大した場合には、医療体制の崩壊を防ぐ目的で、移動を一時的に制限する必要がある可能性はある。法律を整備しておくことは意味のあることだと思う」と話しています。
憲法学の専門家「強力でありながら対象があいまい」



憲法学が専門で人権問題に詳しい専修大学の山田健太教授は、「強力でありながら、対象があいまいというのが特徴だと思う。移動や集会の自由が制約され、『外出しないように』ではなく、『外出してはいけません』となってしまうと、ペナルティーがつく可能性がある。集会とは何を指すのかについても、非常にあいまいだ。また、どういう状況になると、緊急事態宣言が発せられるかも審議が不十分で危険だ。この法律を適用するならば、大前提として、政府が情報提供や説明責任をきちんと実行していく必要がある」と指摘しています。

立憲・山尾氏ら造反 共産反対、野党乱れ—特措法採決

時事通信 2020年03月12日 19時58分



野党共同会派の会合で新型インフルエンザ対策特別措置法改正案への反対を表明する立憲民主党の山尾志桜里衆院議員（中央）＝12日午後、国会内

新型インフルエンザ対策特別措置法改正案が採決された12日の衆院本会議で、立憲民主党の山尾志桜里氏らが野党共同会派の賛成方針に従わず反対票を投じたり、欠席したりした。国会や選挙で共闘する共産党も反対し、主要野党は危機管理に関する重要法案で足並みの乱れを露呈した。

共同会派では、山尾氏と無所属の寺田学氏が反対。立憲の阿部知子氏は欠席した。阿部氏は取材に「反対だ」と語った。

山尾氏は本会議前の会派会合で、反対の理由について、非常事態宣言に関する国会の事前承認が明記されなかったためと説明。「非立憲的な法案に（対する方針が）、非民主的な方法で決められた」と批判した。

2012年成立の特措法に反対した社民党では、吉川元国対委員長が賛成した。吉田忠智幹事長は「早期の終息のためには立法措置が必要だ」との談話を出した。参院採決で福島瑞穂党首が反対するとの見方もある。

共産党の志位和夫委員長は記者会見で「政策的対応の違いは起こり得る。共闘に影響はない」と強調した。

山尾氏が造反表明 緊急宣言の承認、党執行部を痛烈批判

朝日新聞デジタル 2020年3月12日 16時32分



新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案へ

の反対を表明する立憲民主党の山尾志桜里氏（左）＝2020年3月12日、今野忍撮影

立憲民主党の山尾志桜里衆院議員は12日、同党などで行う野党統一会派の会合で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、首相による「緊急事態宣言」を可能とする改正案の採決で反対することを表明した。同日の衆院本会議で同党は賛成する方針で、山尾氏が造反を宣言した形だ。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案が採決予定。「緊急事態宣言」をめぐる、野党は、権限行使に一定のハードルを設ける必要があるとして、改正案に「国会による事前承認」（緊急時は事後承認）を明記する修正を求めている。

だが、与野党の断続的な協議を経て、立憲や国民民主党は改正案の付帯決議に「国会に事前に報告する」という文言を盛り込むことで妥協。党としては、賛成に回ることを決めた。

立憲の安住淳国会対策委員長は11日、賛成に回る理由として、少数である野党に法案をひっくり返す力がない以上、賛否を採決する「事前承認」も、ただ報告するのみの「事前報告」も事実上同じだという趣旨の発言をしている。

この日の山尾氏は、枝野幸男代表や安住氏を前に「承認があってもひっくり返せないというなら、私たちはほとんどの法案でひっくり返せることはない」と指摘。さらに「それでも真摯（しんし）に質疑に立って、必要があれば与党を説得し、頑張って修正を勝ち取ろうと努力する。その結果がおかしければ、反対することで問題点をいまと未来に残す。それが野党の大事な仕事だ」と訴えた。

そのうえで「野党議員が承認に加わってもどうせ覆らないと言ったら、野党議員のいる意味はない」と痛烈に執行部の対応を批判した。党の法案審議のあり方についても「民主的だとは思わない」と語った。

立憲・山尾志桜里氏、特措法で造反 「民主主義の基盤を傷つける」

毎日新聞 2020年3月12日 20時21分（最終更新 3月12日 22時12分）



衆院本会議で新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする同法改正案の採決があり、反対のため着席したままの立憲・山尾志桜里氏（中央）＝国会内で2020年3月12日午後4時47分、川田雅浩撮影

12日に衆院本会議で行われた新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の採決で、立憲民主党の山尾志桜里氏（愛知7区）ら2人が、同党などの野党統一会派の方針に反し、反対した。

山尾氏は採決後、記者団に「法案は私権の制限が強い。民主主義の基盤を傷つけるような状態を作ることができる」と反対理由を説明した。

統一会派で無所属の寺田学氏（比例東北）も反対した。立憲の

阿部知子氏（神奈川12区）は、森雅子法相の失言問題が解決していないことを理由に欠席した。会派執行部は3人の処分を検討する。【野間口陽、浜中慎哉】

立民・山尾氏が造反 特措法改正案の対応で執行部批判

日経新聞 2020/3/12 19:30

立憲民主党の山尾志桜里氏は12日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の衆院本会議採決で反対した。立民など野党共同会派の方針に従わなかった。これに先立つ会派会合で、賛否を巡る調整に関し「オープンで真摯な議論の場は少なかった。非民主的な方法で賛否が決められた法案には賛成できない」と執行部を批判した。

同会派で無所属の寺田学氏も反対した。

山尾氏は本会議後、反対した理由について記者団に「私権制限を伴う法案は、各議員が賛否を通じて責任を負う国会承認が必要だ」と説明した。

立民・山尾氏が造反…特措法改正案採決で反対「非民主的な方法」

産経新聞 2020.3.12 18:08

立憲民主党の山尾志桜里氏は12日、新型コロナウイルスの感染拡大に備える新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の衆院本会議採決で反対した。党は賛成方針だったが、「非立憲的な法案に非民主的な方法で決められた。そのまま賛成できないので反対する」などとして造反した。

山尾氏は本会議に先立つ代議士会で、約6分半にわたり造反理由について演説。改正案に盛り込まれた「緊急事態」をめぐる、山尾氏は私権制限を含むことから国会への事前承認の必要性を訴えてきたが、主要野党は付帯決議に「国会に事前に報告する」と明記することで与党と合意した。

さらに、批判の矛先は立民の安住淳国会対策委員長らにも向き、改正案の衆院通過に至る経緯について「国対に始まり、国対に終わった」となじた。山尾氏の言動について立民幹部は「目立ちただけなのだろう。山尾氏はどこか違う世界に行ってしまった」と困惑の表情を浮かべた。

一方、山尾氏は本会議終了後、記者団に離党の可能性について「これだけ重たい法案で、党の意思と自分の意思がどうしても異なってしまった。反対にあたっては覚悟と自覚を持って行動した。深く考えたい」と述べた。

採決では、野党統一会派で無所属の寺田学氏も反対。立民の阿部知子氏は本会議を欠席した。

NY株暴落、一時2200ドル安 再び取引停止、新型コロナ懸念

2020/3/13 01:25 (JST) 共同通信社



ニューヨーク証券取引所

【ニューヨーク共同】12日のニューヨーク株式市場のダウ工

業株 30 種平均は大幅続落し、前日からの下げ幅は一時、2200 ドルを超え、取引時間中の過去最大を更新した。ニューヨーク証券取引所は取引を開始して数分後、米株株価指標の下落率が規定を超えたとして、取引を一時停止するサーキットブレーカーを発動した。取引停止の措置は 9 日に続き今週 2 度目となる。

トランプ米大統領が新型コロナウイルスの感染拡大防止策として英国を除く欧州からの米国への入国停止措置を発表、世界経済の先行きに対する不安が一段と深まった。

正午すぎ時点で前日比 2151 ドル安の 2 万 1401 ドルをつけた。

首相、日銀総裁と対応協議 新型コロナによる市場混乱で

2020/3/12 13:37 (JST)3/12 13:39 (JST)updated 共同通信社



安倍首相との会談を終え、記者団の取材に応

じる日銀の黒田東彦総裁＝12 日午後、首相官邸

安倍晋三首相は 12 日、官邸で日銀の黒田東彦総裁と会談した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的な株価の大幅下落や円高進行など金融市場の混乱が続いていることへの対応について議論した。

黒田氏は会談後、記者団に、金融政策について「必要に応じて適切な手段をタイムリーに、ちゅうちょなくやっていく」と述べ、追加緩和も辞さない姿勢を改めて表明。2 日に公表した「潤沢な資金供給と金融市場の安定確保に努めていく」との緊急談話に基づいて政策運営に当たる方針も示した。

日銀は 18、19 日に金融政策決定会合を開き、今後の金融政策の方針を打ち出す方向だ。

パンデミック認定、首相「対応強める」 新型コロナ

朝日新聞デジタル 2020 年 3 月 12 日 11 時 59 分



WHO が新型コロナウイルスの感染拡大を世界的な大流行状態である「パンデミック」と認定したことについて取材に応じる安倍晋三首相＝2020 年 3 月 12 日午前 9 時 49 分、首相官邸、岩下毅撮影

安倍晋三首相は 12 日、世界保健機関 (WHO) が新型コロナウイルスの感染拡大を世界的な大流行状態である「パンデミック」と認定したことについて「世界的な感染の広がりが続いていることへの判断だと思う。これまで以上に国際社会と協力し、対応を強めていきたい」と語った。首相官邸で記者団の取材に答えた。

首相は国内対応でも、「警戒を緩めることなく、必要な対策はちゅうちょなく決断して実行していく。感染の広がりを抑えるために全力を尽くしていきたい」と述べた。

WHO はパンデミックについて、国境を越えた感染が制御できなくなり、世界中の誰もが感染の危険にさらされる状態と説明しており、「パンデミック」という表現を使うのは 2009 年の新型インフルエンザ以来だ。

「パンデミック」認定を受け、菅義偉官房長官は 12 日午前の記者会見で、13 日にも国会で成立する見通しの新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案で、首相が出せるようになる「緊急事態宣言」について問われたが、「直ちに緊急事態宣言を出すような状況にはない」と述べ、認識は変わらないとの考えを示した。

菅氏は、東京五輪についても「予定通り、大会開催に向け、国際オリンピック委員会や組織委員会、東京都と緊密に連絡をとりながら準備を進めていく。その考え方に変わらない」と従来の立場を繰り返した。

景況感、中小で急激に悪化 震災後以来の低水準

日経新聞 2020/3/12 20:21

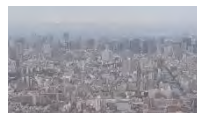


内閣府と財務省が 12 日発表した 1～3 月期の法人企業景気予測調査で、中小企業全産業の景況判断指数 (BSI) はマイナス 25.3 だった。東日本大震災後の 2011 年 4～6 月期のマイナス 41.1 以来の低さで、大企業全産業のマイナス 10.1 を大きく下回る。新型コロナウイルスの感染拡大で比較的体力のない中小の事業環境がより悪化している可能性がある。

中小の BSI は前回の消費増税後の 14 年 4～6 月期にマイナス 21.5 に沈んで以降、マイナス圏で推移している。米中貿易戦争など従来の不透明要因に今回は新型コロナの脅威が加わった。マイナス幅は 19 年 10～12 月期から 9.0 ポイント拡大した。中小のうち非製造業はマイナス 23.8 で、マイナス幅が 1 桁にとどまる大企業との差が目立つ。農林中金総合研究所の南武志氏は「コロナの影響が大きいインバウンド産業は飲食店やホテルなどの中小企業が担っており、需要の減少が調査時点 (2 月 15 日) で明らかだったのだろう」とみている。

企業の景況感 5 年 9 か月ぶりの低水準 新型コロナウイルス影響懸念

NHK 2020 年 3 月 12 日 10 時 32 分



財務省などが行った法人企業景気予測調査によりますと、ことし 1 月から今月にかけての企業の景況感を示す指数は、大企業でマイナス 10.1 となりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念され、指数は 5 年 9 か月ぶりの低い水準となりました。法人企業景気予測調査は、財務省と内閣府が資本金 1000 万円以上の企業を対象に 3 か月ごとに行っていて、今回は 1 万 1000 社余りから回答を得ました。

それによりますと、ことし 1 月から今月にかけての自社での景気の受け止めについて、「上昇した」と答えた割合から「下降した」と答えた割合を差し引いた指数は、大企業でマイナス 10.1 で 2 期連続のマイナスとなりました。

これは、消費税率が前回引き上げられた直後に当たる平成26年4月から6月にかけての調査以来、5年9か月ぶりの低い水準となりました。

今回の調査では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で宿泊業や飲食業で顧客が減少したことや、卸売業で物流が低迷したことなどが影響したということです。

また、中小企業の景況感を示す指数は、マイナス25.3で、東日本大震災直後の平成23年4月から6月にかけての調査以来の低い水準となりました。

財務省は、「感染拡大の影響で来月以降の先行きの景況感もマイナスとなっていて、動向を注視したい」と話しています。

東京五輪1年延期も 新型コロナ感染拡大でトランプ氏

時事通信 2020年03月13日 01時13分



12日、ホワイトハウスで、アイルランドのバ

ラッカー首相を待つトランプ米大統領（EPA時事）

【ワシントン時事】トランプ米大統領は12日、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐり、東京五輪について「1年間延期すればよいかもしれない」と指摘した。ホワイトハウスで記者団に「(延期になれば) 残念だ」と述べた上で、「無観客の競技場で実施するよりはよい」とも語った。

トランプ氏はこれまで、五輪開催の是非は「安倍晋三首相に任せる。会場はとても素晴らしく(中止になれば) 非常に悲しいことだ」などと述べていた。

また、トランプ氏は11日に発表した英国を除く欧州諸国からの米国入国禁止について、迅速に実行に移す必要があり欧州側と相談できなかったと釈明した。

内部留保で賃金引き上げを 共産

時事通信 2020年03月12日 19時54分

共産党の志位和夫委員長は12日の記者会見で、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の急速な落ち込みを受けて、経済対策に関する提言を発表した。企業の内部留保を財源とした労働者の賃金引き上げや、事業主と雇用関係のないフリーランスへの所得補償の増額、消費税率5%への引き下げが柱。志位氏は「財政支出で20兆円くらいは確保する必要がある」と指摘した。

国民民主党も同日、総額30兆円規模の経済対策の原案をまとめた。「かつてない規模の経済危機が発生しつつある」として、(1)消費税を最長2年間、5%に減税(2)全国民に10万円給付(3)事業者の経済的損失の補償に計10兆円—などを盛り込んだ。党内論議を経て来週にも決定する。

共産党 フリーランス支援の抜本的拡大など「緊急提言」

NHK 2020年3月12日 19時13分



新型コロナウイルスの感染拡大で共産党は、臨時休校に伴うフリーランスの人への支援を抜本的に拡大することなどを盛り込んだ政府への緊急提言をまとめました。

緊急提言では、日本経済の現状について「消費税の増税に加え、新型コロナウイルスの感染拡大で、深刻な大不況に陥りつつある」と指摘しています。

そのうえで、売り上げが減少している中小・小規模事業者に対する特別の貸し付け制度の融資枠を、政府が示した5000億円規模から20兆円規模にまで拡大するよう求めています。

また、臨時休校に伴って仕事を休んだフリーランスの人に対する1日当たり4100円の所得補償について、対象と金額を抜本的に拡大すべきだとしています。

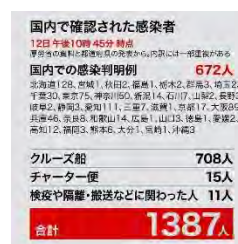
さらに、消費税率の5%への引き下げや、社会保険料の減免なども求めています。

志位委員長は、記者会見で「財政支出で20兆円くらいの枠を確保する必要がある。国民生活を守り、家計や中小企業を応援していきたい」と述べました。

【まとめ】「パンデミック」に認定、世界経済に影響も 新型肺炎・コロナウイルス

朝日新聞デジタルジュネーブ=吉武祐 姫野直行 伊藤弘毅 2020年3月13日 0時07分

中国の湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が日本国内でも拡大しています。新型コロナウイルスに関するニュースをタイムラインでまとめています。



国内で確認された感染者 (12日)

「パンデミック」認定(12日)

世界保健機関 (WHO) のテドロス・アダノム事務局長は11日、新型コロナウイルスの感染拡大について、世界的な大流行を意味する「パンデミック」に分類され得ると述べた。パンデミックは2009年に新型インフルエンザ (H1N1) を認定して以来、今回の認定は、世界経済の動向や東京五輪開催の判断にも影響する可能性がある。(ジュネーブ=吉武祐)

選抜高校野球大会も中止 (11日)

第92回選抜高校野球大会を主催する日本高校野球連盟と毎日新聞社は11日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大会を中止すると発表した。大阪市内で開かれた大会の臨時運営委員会で決まった。1942~46年に戦争の影響で中断しているが、予定された大会が中止されるのは初めて。



大会の中止を伝えられる平田の選

手ら=2020年3月11日午後6時16分、島根県出雲市平田町、清水優志撮影

■自粛要請19日ごろまで（9日）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて政府の専門家会議（座長=脇田隆字・国立感染症研究所長）が9日開かれた。会議後の会見で、国内の感染の流行が長期化する見通しを示したうえで、クラスター（小規模な患者の集団）の早期発見・早期対応や、感染を防ぐための市民の対応の徹底といった基本戦略を強化すべきだとした。

同会議が「これから1、2週間が瀬戸際」との見解を示して2週間となるこの日、新たな見解をまとめた。現時点で国内で「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえている」との認識を示した。

一方、知事が緊急事態宣言をした北海道での対策や、安倍晋三首相が相次いで発表した全国的なスポーツ・文化イベントの自粛要請、休校要請などの対策の効果について19日ごろに専門家会議としての判断と対応を公表するとした。副座長の尾身茂・地域医療機能推進機構理事長は「個別の要請の効果を測ることはできない」とし、総合的に評価する考えを示した。脇田座長は「19日ごろには北海道とそれ以外の地域の感染状況が明らかになってくる」と述べた。専門家会議として現在の対策の継続を求めた。厚生労働省幹部も9日夜、スポーツ・文化イベントの自粛要請を19日ごろまで延長する意向を示した。（姫野直行）

新たに33人の感染を確認（8日）

新型コロナウイルスをめぐり、名古屋市は8日、7日に死亡した80代男性が、感染していたと発表した。この1人を含め、国内では8日午後9時15分時点で、新たに北海道、大阪府、兵庫、高知、埼玉、愛知各県で計33人の感染が確認された。

名古屋市によると、死亡した男性は、直後の検査で感染が分かった。別の感染者との接触があったという。6日夕まで目立った症状がなかったが、容体が急変したという。また、市内在住の男女10人の感染も確認されたという。

兵庫県姫路市では、市内の精神科病院に勤める50代女性看護師が感染。病院は9～15日の外来診療を中止する。同県伊丹市では80代男性が感染し重症という。

北海道では60～70代の男女3人が感染。高知県では50代男性、60代女性の感染が確認された。また、埼玉県では40代男性が感染したことが分かった。

福島、群馬、広島で初の感染者（7日）

新型コロナウイルスをめぐり、福島、群馬、広島の3県が7日、初めて県内で感染者が確認されたと発表した。また厚生労働省は同日、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号に乗っていた香港の男性が死亡したと発表した。乗船者の死亡は7人目。

大阪府は新たに10人の感染を確認。2人は重症だという。新たに2カ所のライブハウス「Live House Rumio」（大阪市北区）、「americamura FANJ twice」（大阪市中央区）で、それぞれ2月18日夜と21日夜にあったライブ参加者に感染が確認され、いずれも不特定多数と接触した可能性があったとされた。

秋田、山梨で初めて確認（6日）

新型コロナウイルスの感染者は6日、秋田と山梨の両県で初めて見つかった。また、感染がわかった東京都の女性2人と埼玉

県の女性1人は、複数の人の感染が確認された大阪市のライブハウスのイベントに参加していたという。北海道や大阪府、京都府などでも新たな感染が確認された。

中国と韓国からの入国、大幅制限（5日）

安倍晋三首相は5日、新型コロナウイルス感染症対策の一環で、中国（香港・マカオを含む）と韓国からの入国を制限する新たな措置を発表した。両国向けの発行済みの査証（ビザ）の効力を停止するほか、検疫を強化。両国からの入国者は日本人を含めて全員、検疫所長が指定する場所で2週間待機してもらうことを要請する。

中韓両国からの入国を大幅に制限し、感染者の流入を減らす狙いだが、幅広い往来の制約ともなり、経済などに大きな混乱が生じる恐れもある。



新型コロナウイルス感染症対策本部の

会合で発言する安倍晋三首相（右側手前から2人目）=2020年3月5日午後7時7分、首相官邸、岩下毅撮影

品薄続くマスク、政府が転売禁止へ（5日）

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて品薄状態が続くマスクについて、政府はインターネットでの転売を禁じる。国民生活安定緊急措置法を適用する。同法施行令を10日の閣議で改正し、近日中に施行する方針。違反した場合には罰則を科す方針で、罰則の中身は閣議決定までに詰める。（伊藤弘毅）

特措法、2年の時限措置 首相が野党に説明（4日）

安倍晋三首相（自民党総裁）は4日、新型コロナウイルス感染症対応の法整備をめぐり、国会内で立憲民主党の枝野幸男代表ら野党5党首と個別に会談した。政府が検討中の改正案は、現行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に新型コロナを加えるもので、首相は早期成立に協力を求めた。野党側は政府の対応の遅れを批判しつつも、法案の審議に協力する姿勢を示した。

政府案は、新型コロナを指定感染症にした2月1日にさかのぼり、2年を限度に、政令で定める日まで同法の適用対象とするもの。「最長2年」は、指定感染症の期間や、私権の制限などを含めて政府や都道府県知事が強い権限を持つ緊急事態宣言の実施すべき期間が「2年を超えてはならない」とする現行規定に合わせた。

学校休校、企業がネットで支援

全国の小中高校などで始まった一斉休校をうけて学校も塾も休みになる中、インターネットを利用した支援が広がっている。先生がネット上でつながって指導したり、民間業者がオンライン教材を無料で提供したりする動きがある。

保護者休業の助成金、1日8330円上限（2日）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、政府が打ち出した小中高校や特別支援学校などの臨時休校が2日、全国各地で始まった。保護者が子どもの面倒を見られない家庭のため、各自治体は学童保育施設を開くなどして対応した。

厚生労働省は2日、仕事を休んだ従業員に給料を全額支払った企業を対象に、1人当たり日額上限8330円の助成金を出す新たな制度の概要を発表した。

安倍晋三首相は2日、参院予算委員会で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小中学校などの臨時休校要請について、「直接、専門家の意見をうかがったものではない」と述べた。明確な科学的根拠に基づく判断ではないと認めた形だ。

また、政府の専門家会議（座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）は2日、10～30代の若者が感染を拡大させている可能性があるとして、ライブハウスやクラブなど人が集まる風通しが悪い場所を避けるよう求めた。

首相「換気悪い密集空間を避けて」（1日）

新型コロナウイルスの感染が広がっていることを受け、安倍晋三首相は1日、政府対策本部の会合で、換気が悪く、人が密集するような空間に集まることを避けるよう国民に求めた。専門家による調査で、スポーツジムや屋形船などで小規模な患者の集団（クラスター）が発生し、1人が12人に感染させた例があったという。

厚生労働省によると、2月26日までに明らかになった国内の感染者110人の濃厚接触者らを調べた結果、屋形船での集団発生では1人が12人に、スポーツジムの事例では1人が9人に感染を広げていたことがわかった。政府は、密閉空間など換気が悪く、人が密に集まって過ごすような場所が集団感染の共通点と判断。こうした場所を避けるよう国民に呼びかけた。一方、感染者の約8割は誰にも感染させていなかったという。

また、イベントの大小にかかわらず、開催の必要性について検討するよう要請。開催する場合は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境をなるべくつくらぬ実施方法の検討を求めた。

宮城・新潟・高知の3県で初の感染者（29日）

新型コロナウイルスをめぐり、国内では29日、新たに9人の感染が確認された。うち4人は、感染者数が最も多い北海道で、20代から90代だった。宮城、新潟、高知の3県では、初めて感染者が見つかった。

仙台市では、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号に乗っていた70代男性の感染が判明。船内の検査では陰性で、20日に下船したが、28日に微熱やのどの痛みを訴えて検査入院したという。

新潟市は、15日から市内の実家に帰省していた東京都の60代男性が陽性だったと発表した。25日に発熱やせきなどの症状が出て受診したという。高知市も、30代の女性看護師の感染を確認したと発表した。

東京都は、20代の女性看護師の感染を発表。26日に亡くなった80代男性が入院していた病院で働いており、都立院内感染した可能性があるとしている。

都によると、女性は看護業務で、亡くなった男性に14、15日に接触していた。24日に発熱やせきの症状が出たため自宅待機を続けていたが、29日に陽性と確認された。名古屋市でも、70代女性の感染が判明した。

北海道知事が「緊急事態宣言」（28日）

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて北海道の鈴木直道知事は28日、緊急事態宣言を発令し、「感染拡大防止のため、この週末は外出を控えて」と道民に呼びかけた。

道内の感染者は28日夕現在66人。鈴木知事は「状況はより深

刻さを増している。早期の収束、そして皆さんご自身と大切な人の命と健康を守るため、協力をお願いしたい」とした。

ディズニーもUSJも、休園発表相次ぐ（28日）

東京ディズニーリゾート（千葉県浦安市）とユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ、大阪市）が、29日から3月15日まで臨時休園する。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、それぞれの運営会社が28日、発表した。



29日からの臨時休園を発表した東京ディズニーランド。シンデレラ城の近くでパレードが行われていた＝2020年2月28日午後1時58分、千葉県浦安市、朝日新聞社ヘリから、林敏行撮影

政府がスポーツや文化イベントを2週間自粛するよう要請したことを踏まえて決めた。すでにチケットを買った人には払い戻しなどで対応する。

ディズニーリゾートでは、商業施設イクスピアリも休館するが、ホテルは営業を続ける。自然災害などでの臨時休園はこれまでもあり、東日本大震災ではランドが34日間、シーが47日間休業した。だが、感染症対策で休園するのは初めて。

USJは過去に台風などで1～2日間休んだことは数回あるものの、今回のような長期休園や、感染症が理由の休園も初めてという。USJを訪れるツアー自体もキャンセルが想定されるため、関係ホテルなどとも対応を協議するという。

3月は例年、春休みの学生らでにぎわう時期。ディズニーリゾートを運営するオリエンタルランド広報は「一日も早い事態収拾のためご理解をお願いします」と話す。USJ広報も「心苦しいが、国民全体で協力し合っていこうという中で協調していく」とした。全国の小中高校に臨時休校を要請（27日）

安倍晋三首相は27日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、全国すべての小中高校と特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休校するよう要請した。法的根拠はないが、感染者の増加を踏まえ要請に踏み切った。

首相は26日にスポーツ・文化イベントの今後2週間の開催自粛を要請したばかり。その翌日に、より多くの国民の日常生活に関わる前代未聞の要請が出されることになった。

首相、イベントの2週間自粛を要請（26日）

安倍晋三首相は26日、首相官邸で開かれた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、国内のスポーツ・文化イベントの開催を2週間自粛するよう要請した。要請に強制力はなく、開催するかどうかの最終判断は主催者に委ねられるが、首相が要請することで感染拡大の防止に向けた政府の強い姿勢を示した。

首相は「この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントなどは大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は中止、延期、または規模縮小などの対応を要請することとします」と述べた。

学校の休校、地域全体で検討を（25日）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文部科学省は25日、ある自治体の学校で感染者が出た場合、感染者がいない周辺地域の学校も積極的に臨時休校を検討するよう求める通知を、全国の都道府県教育委員会などに出した。感染者と濃厚接触したと認定された児童生徒は、接触日から2週間の出席停止とする目安も示した。

学校の臨時休校は、通常は自治体や学校法人などの設置者が決める。北海道や千葉市で児童や教師の感染が相次いで判明したことを受けて、国が対応方針の基準を示すことにした。

日経平均は大幅安(25日)

25日の東京株式市場で、日経平均株価は前週末終値より781円33銭(3・34%)安い2万2605円41銭で取引を終えた。終値としては約4カ月ぶりの安値水準で、下落幅は今年に入って最大となった。午前の取引時間中には下げ幅が1千円を超える場面もあった。新型肺炎の感染が中国以外にも広がっていることで、世界経済の先行きへの警戒感が一気に強まり、前日の米株式市場などで株安の連鎖が起きた流れを受けた。

新たに13人が感染 クルーズ船の検疫官も(24日)

新型コロナウイルスについて、国内では24日午後11時現在、新たに13人の感染が確認された。自治体別では北海道4人、東京都3人、神奈川県1人、石川県2人、熊本県1人。集団感染が起きた大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号で検疫業務などをした厚生労働省の職員と検疫官の計2人の感染も判明した。69人の感染確認 北海道では小学校の給食配膳員も(23日)

新型コロナウイルスについて、国内では23日(午後9時現在)、新たに69人の感染が確認された。このうち57人は大型クルーズ船の乗員と乗客だった。

北海道では、20～80代の男女8人の感染が確認され、このうち20代の女性1人が重篤で、人工呼吸器をつけているという。女性は学生で海外渡航歴はない。この8人とは別に札幌市で70代の男性会社員の感染も判明したが、海外渡航歴や発症者との接触は確認されていない。また、江別市は、22日に感染が確認された同市の50代女性が、市内の小学校の給食配膳員だったと発表した。児童との接触はなかったという。

千葉県では、東京都内に勤務する40代の男性会社員の感染が明らかになった。12日に関節痛や筋肉痛などの症状が出はじめた後も、都内で勤務したり広島県や岐阜県に出張したりしており、県は感染経路や濃厚接触者の調査を進めている。

名古屋市に住む70代の男女2人も感染が判明した。市によると、2人は米・ハワイから帰国後に感染が確認された60代女性と同じ屋内施設を利用していたが、濃厚接触はしていないという。クルーズ船の「陰性」客、下船後に陽性確認(22日)

新型コロナウイルスについて、国内では22日(午後10時現在)、新たに26人の感染が確認された。

東京都によると、都内の介護老人保健施設に勤務する60代男性の感染がわかった。男性は施設の利用者を送迎する運転手。介護に関わっていないというが、保健所は施設に対し、消毒作業をするよう指示したという。

千葉市では、市立中学校の60代女性教諭が感染したことがわかった。市教委は勤務していた学校を連休明けの25、26日、臨時休校にすると決めた。北海道では広い範囲で計9人の感染が

わかった。

栃木県は県南在住の60代の無職女性1人が新型コロナウイルスに感染したと発表。女性はダイヤモンド・プリンセス号に乗船し、PCR検査で陰性だったため、19日に下船して自宅に戻っていた。陰性と診断されて下船した乗客の感染が確認されたのは国内で初めて。

「イベント開催の必要性、検討を」 新型肺炎で厚生省(20日)

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、国内でイベントの中止などが相次いでいることを受け、厚生労働省は20日、「開催の必要性を改めて検討するようお願いする」などとする声明を出した。一律に自粛を要請することは見送ったが、感染の広がりなどによって今後見直すとしている。

クルーズ船、乗客の80代男女死亡(20日)

新型コロナウイルスの集団感染が起きた大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号について、厚生労働省は20日、乗客の日本人2人が死亡したと発表した。神奈川県80代男性と東京都80代女性で、いずれも新型ウイルスに感染していた。クルーズ船の乗客が死亡したのは初めて。



乗客の下船が続く大型クルーズ船

ダイヤモンド・プリンセス号=2020年2月20日午前10時45分、横浜市の大黒ふ頭、朝日新聞社ヘリから、山本裕之撮影
クルーズ船で下船開始(19日)

新型コロナウイルスの集団感染が起きた大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号で、ウイルス検査で感染が確認されず、症状のない乗客の下船が19日始まった。初日は検査が早かった高齢者を中心に443人が帰途についた。



大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号か

ら下船する乗客=2020年2月19日午前11時19分、横浜港・大黒ふ頭、朝日新聞社ヘリから、山本裕之撮影
東大は受験不可、大学入試対応分かれる

東京大はホームページで受験生向けに「罹患(りかん)者は本学の入学試験を受験できない」との方針を示している。追試は予定していないが、広報担当者は「今後の状況をみながら必要があれば対応を考える」。一方、東工大は追試を実施。佐賀大は一部の学部を除き、センター試験などで対応する。

WHO「8割は軽症、致死率2%」(18日)

WHOのテドロス・アダノム事務局長は今回のコロナウイルスによる肺炎について、「重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)ほど致命的ではないようだ」と指摘。80%以上の患者は軽い病状で回復しており、肺炎や呼吸困難など重症になるのは14%程度、呼吸器不全、敗血症性ショック、多臓器不全などで重篤になるのは5%程度、致死率は2%とした。

受診目安を示す（17日）

政府の専門家会議（座長＝脇田隆宇・国立感染症研究所長）は17日、医療機関の受診の目安をまとめた。発熱など風邪の症状が4日以上続く場合は、各地の保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談し、センターが指定する医療機関で受診するよう求めている。

目安によると、発熱など風邪の症状があればまずは学校や会社を休み、外出を控えるように求めた。そのうえで、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く時は、相談センターに相談する。強いだるさや息苦しさがある時はすぐに相談する。

政府のチャーター機第5便、羽田に到着（17日）

帰国を希望する湖北省在留の日本人と中国籍の配偶者ら計65人を乗せた日本政府のチャーター機第5便が17日午前、羽田空港に到着した。第5便を含め、チャーター機での帰国者は計828人になった。政府は今回の派遣で、帰国支援を一区切りとする方針。

新型コロナ、和歌山の医師が感染（13日）

和歌山県は13日、同県湯浅町の済生会有田病院に勤める50代の日本人男性外科医が新型コロナウイルスに感染していたと発表した。

新型肺炎、国内初の死者（13日）

厚生労働省は13日、新型コロナウイルスに感染した神奈川県内の80代の日本人女性が亡くなったと発表した。新型ウイルスの感染者の国内の死亡例は初めて。

第1便で帰国の宿泊者、全員陰性 帰宅始まる（12日）

中国・武漢市からチャーター機の第1便で帰国し、千葉県の「勝浦ホテル三日月」などに滞在していた197人の帰宅が12日夜、始まった。経過観察期間（12.5日）を終え、11日に新型コロナウイルスの検査を受けたところ、全員が陰性だった。



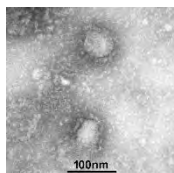
武漢からの帰国者を乗せ、ホテルを出発するバス。市民らが「おつかれ様でした」などと書かれた横断幕を掲げ、見送った＝2020年2月12日午後7時2分、千葉県勝浦市、福留庸友撮影

中国での死者1千人超える（11日）

中国の国家衛生健康委員会は11日、中国本土の死者が計1016人に達したと発表した。最初の死者が確認されてから約1カ月で、死者が1千人を超えた。また、新たに2478人の感染が確認され、感染者は計4万2638人になった。

武漢で60代の邦人男性死亡（8日）

外務省は8日、新型コロナウイルスによる肺炎が発生した中国・武漢市（湖北省）で、重度の肺炎を発症して入院していた60代の日本人男性が死亡したと発表した。入院先の医療機関から、日本国大使館に連絡があったという。



中国疾病対策センターが公開した新型コロナウ

イルスの電子顕微鏡写真

クルーズ船、10人感染（5日）

横浜港沖に停泊中の大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号について、加藤勝信・厚生労働相は5日、乗客乗員のうち10人から新型コロナウイルスの感染が確認されたと発表した。国内で集団感染が確認されたのは初めて。

クルーズ船、横浜港に着岸せず再検疫（2月3日）

香港政府は1日深夜、横浜から大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号に乗って香港に帰国した男性（80）から新型コロナウイルスによる肺炎が確認されたと発表した。船は3日夜、横浜市鶴見区の横浜港・大黒ふ頭沖に到着し、着岸しないまま停泊。厚生労働省は同日夜、船内で乗客乗員約3500人の検疫を始めた。発熱などの症状がある人がいるという。



横浜港・大黒ふ頭の沖合に停船し、検疫に備える大型クルーズ船＝2020年2月3日午後8時2分、横浜市、越田省吾撮影

TDRも対応（1月31日）

東京ディズニーリゾート（TDR）を運営するオリエンタルランドは31日、ミッキーマウスなどのキャラクターが園内で来場者と触れ合う機会を当面の間、減らすことを決めた。感染症対策でこうした措置を取るの、1983年の開園以来初めてだという。

WHOが「緊急事態」を宣言（31日）

世界保健機関（WHO、本部スイス・ジュネーブ）は30日に専門家委員会による緊急会合を開き、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。



新型コロナウイルスについて、緊急事態を宣言するWHOのテドロス・アダノム事務局長（右）＝30日、スイス・ジュネーブ、河原田慎一撮影

千葉のホテルで帰国者を受け入れ（30日）

中国・武漢市（湖北省）から帰国した約200人が29日、千葉県勝浦市の「勝浦ホテル三日月」に経過観察のため、一時滞在することになった。

日本人乗せたチャーター機が第1便到着（29日）

新型コロナウイルスによる肺炎が発生した中国・武漢市にいる日本人を帰国させる目的で、日本政府が派遣した民間チャーター機の第1便が29日午前、羽田空港に着き、206人が帰国した。30～50代の男性3人と代の女性1人の計4人が東京都大田区の病院に搬送された。



武漢から到着したチャーター機＝2020年1月29日午前8時43分、羽田空港、高橋雄大撮影
新型肺炎、死者100人超える（28日）

湖北省政府は28日、死者が100人に達したと発表した。首都・北京でも27日に初めて死者1人が確認され、全土の死亡者数は少なくとも106人に達した。

新型肺炎、指定感染症に閣議決定（28日）

政府は28日、新型コロナウイルスによる感染症について、感染症法上の指定感染症に指定する政令を閣議決定した。2月7日に施行される。指定は2014年の中東呼吸器症候群（MERS）以来、5例目。

首相「希望者全員をチャーター機で帰国」（26日）

新型コロナウイルスによる肺炎の広がりを受け、安倍晋三首相は26日夕、首相公邸で記者団の取材に応じた。民間のチャーター機などを使い、武漢に在留している日本人で、希望する人を全員、帰国させる方針を示した。

武漢で航空便や鉄道の運行を停止（23日）

武漢市は市内全域の交通機関に加え、同市を出発する航空便や鉄道の運行を停止した。駅や高速道路を閉鎖し、1千万人を超える市民に実質的な移動制限をかける異例の措置。



中国湖北省武漢市の漢口駅で23日、入りを警備する警察=AP

新型コロナウイルス、日本でも初の陽性（16日）

武漢市から帰国後に肺炎の症状で入院していた神奈川県内の30代男性を調べたところ、ウイルスの陽性反応が出たと厚生労働省が発表。国内で患者が確認されたのは初めて。

武漢で初の死者（11日）

湖北省武漢市当局が、61歳の男性患者が死亡したと発表。肺炎が拡大した昨年12月以降、死者が出たのは初めて。

新型コロナウイルスを検出（2020年1月9日）

中国中央テレビのニュースサイトが、専門家グループが新型コロナウイルスを検出したことを伝える。



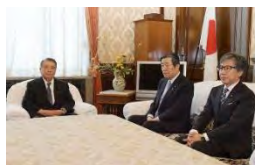
新型コロナウイルスによる肺炎患者が出入りしていた海鮮市場。現在閉鎖されている=中国湖北省武漢市、AFP時事

中国・武漢で原因不明の肺炎（2019年12月31日）

中国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎の発症が相次いでいる。同市当局の12月31日の発表によると、これまでに27人の症例が確認され、うち7人が重体という。中国政府が専門チームを現地に派遣し、感染経路などを調べている。同市によると、患者の多くは市内中心部の海鮮市場の店主らで、発熱や呼吸困難などの症状を訴えているという。

森法相の失言、特措法改正案審議に影響 野党反発で本会議3時間40分遅れ

毎日新聞 2020年3月12日 20時35分(最終更新 3月12日 22時13分)



新型インフルエンザ等対策特別措置法

改正案を審議する衆院本会議について協議する大島議長（左）、自民党の森山国対委員長（中央）、立憲民主党の安住国対委員長＝国会内で12日午後、川田雅浩撮影

森雅子法相の失言問題は、12日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案を可決した衆院本会議の日程を直撃した。野党は午後1時の開会前の法相更迭を要求。与党は、野党欠席での開会を試みたが、大島理森議長が仲裁に入り、3時間40分遅れでの開会にこぎ着けた。他の法案の質疑などを取りやめ、議事を東日本大震災の犠牲者への黙とうと改正案採決に絞ることで与野党が歩み寄った。

『部下』の検察組織をおとしめた。謝罪や撤回では済まない。立憲の安住淳国対委員長は12日朝、記者団の取材で森氏を非難。野党4党の国対委員長会談で審議に応じない方針で一致した。

野党は、森氏の失言を「虚偽答弁」と捉える。野党が法務省に確認したところ、地検いわき支部は、裁判所いわき支部の場所変更に合わせて震災5日後の3月16日に執務場所を地検郡山支部に移したという。釈放は、被災の影響で刑事訴訟法が規定する期間内の起訴は無理だと判断して行ったといい、野党は「逃亡」でなく、「理由」はあったと主張する。

4回に及んだ安住氏と自民党の森山裕国対委員長の会談での森山氏の回答は「改めて発言を謝罪・撤回すればどうか」で、平行線をたどった。ここで大島議長が安住、森山両氏を呼びだした。

大島氏は「黙とうと、与野党が知恵を絞って付帯決議をまとめた特措法改正案に限って本日処理してはどうか」と呼び掛けたが、安住氏は「重い提案だが、任命権者の総理なりが対応しないと応じられない」と返答。これを受けて首相が官邸で記者団の前に現れたが、事前告知は直前までなく首相が立ち止まって沈黙が数秒間続く場面があった。野党は13日以降も森氏追及を続ける。【野間口陽、東久保逸夫】

森法相答弁で政府見解要求 特措法改正案、採決ずれ込み
時事通信 2020年03月12日13時11分



審議の始まらない参院予算委員会＝12日午前、国会内

立憲民主党など主要野党の国対委員長は12日午前、国会内で会談した。森雅子法相が「東日本大震災の時に検察官は最初に逃げた」と答弁したことについて「この大臣の下では審議に応じられない」との認識で一致。政府見解を要求することを申し合わせた。森氏の問題のあおりで、午後に予定された新型インフルエンザ対策特別措置法改正案の衆院本会議採決はずれ込んだ。

12日午前、衆院総務、農林水産、災害対策特別各委員会と参

院予算委員会は定刻を過ぎても始まらなかった。



会談に臨む自民党の森山裕国対委員長(左)

と立憲民主党の安住淳国対委員長＝12日午前、国会内

立憲の安住淳国対委員長は記者団に、法務省に確認したところ、森氏の発言内容は事実ではないと指摘。「謝罪や撤回では済まない。委員会、本会議の例外なく国会は止まる」と強調した。

この後、安住氏は自民党の森山裕国対委員長と会談し「法相は政治責任を取るべきだ」と伝えた。森山氏は「首相官邸に報告し、対応を協議する」と応じた。両氏は断続的に協議を行ったが、折り合わなかった。

安倍首相、森法相を厳重注意 「検察逃亡」発言で国会混乱

時事通信 2020年03月12日 18時44分



国会での答弁について安倍晋三首相から厳重注意

を受け、記者団の質問に答える森雅子法相＝12日午後、首相官邸

安倍晋三首相は12日、森雅子法相が「東日本大震災の時に検察官は最初に逃げた」と答弁した問題をめぐり、首相官邸に森氏本人を呼んで厳重注意した。この後、首相は記者団の取材に応じ、「今後、より一層緊張感を持って職務を果たしてもらいたい」と述べ、続投させる考えを示した。主要野党は法相発言に反発し、国会は混乱した。

首相との面会后、森氏は記者団に「誠に不適切だった。真摯(しんし)に反省し、発言を撤回し、深くおわびする」と謝罪した。

「逃亡」発言をめぐり、自民党の森山裕、立憲民主党の安住淳両国対委員長は12日、国会内で断続的に会談。安住氏は発言内容を「事実誤認」と指摘し、納得する回答がない限り国会審議に応じない考えを示した。これを受けて首相が森氏に厳重注意することになり、大島理森衆院議長のあっせんも踏まえて野党側は同日夕の衆院本会議に出席した。

安倍首相、森法相を厳重注意 「検察官が先に逃げた」発言で

2020/3/12 17:05 (JST) 共同通信社



安倍首相から厳重注意を受け、取材に応じる森法相＝

12日午後、首相官邸

安倍晋三首相は12日午後、森雅子法相と官邸で会い、東京電力福島第1原発事故の際に検察官が市民より先に逃げたとの国会答弁について厳重注意した。森氏が首相と会談後、記者団に明らかにした。

森氏は記者団に「結果として、法務省が確認した事実と異なる事実を発言した」と説明。「検察庁を所管する法相として不適切なものだったと真摯に反省して、発言を撤回し、深くおわびする。国会の審議で一層誠実に対応する」と述べた。



森雅子法相

首相が森法相を厳重注意 「検察官は最初に逃げた」発言

朝日新聞デジタル 2020年3月12日 17時40分



安倍晋三首相から厳重注意を受けた後、取

材に応じ、頭を下げる森雅子法相＝2020年3月12日午後2時52分、首相官邸、岩下毅撮影



安倍晋三首相は12日、森雅子法相を厳重注意した。森氏は国会答弁で検察官の定年延長ができるよう法解釈を変更した理由として震災時の出来事を挙げたが、批判を受けて撤回した。森氏は首相官邸で記者団に対し「結果として法務省が確認した事実と異なる事実を発言した。真摯(しんし)に反省している」と述べた。

森法相は9日の参院予算委員会で、安倍内閣が閣議決定した東京高検検事長の定年延長問題に関連し、「東日本大震災の時、検察官は、福島県いわき市から国民が、市民が避難していない中で、最初に逃げた。その時に身柄拘束している十数人を理由なく釈放した」と答弁。11日の衆院法務委員会では発言について、自民党が野党だった時期に国会質問で発言したとして「個人の見解だった」と弁明。その後「不適当。撤回する」と表明した。

このため国会審議は紛糾し、立憲民主、国民民主、共産、社民の野党4党は、政府が公式な見解を示すまで、一切の国会審議に応じない方針で一致。新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の採決が予定されていた12日午後の衆院本会議の開会が、大幅にずれ込んでいる。

...

残り：256文字／全文：752文字

「検察官逃げた」答弁で法相がおわび 首相は厳重注意 国会は一時空転

日経新聞 2020/3/12 19:30

安倍晋三首相は12日、「東日本大震災の時に検察官は最初に逃げた」と国会で答弁した森雅子法相を首相官邸に呼び、厳重注意した。この後、記者団に「一層、緊張感を持って職務を果たして

もらいたい」と述べ、辞任は必要ないとの認識を示した。



国会での答弁を巡り、安倍首相から厳重注意を受けた

森氏は首相との会談後、記者団に「法務省が確認した事実と異なる発言をした。不適切なものだったと真摯に反省している。発言を撤回し深くおわびする」と話した。

立憲民主党などが12日、森氏の答弁に反発して衆参両院の審議を拒否し、国会が空転した。予定していた衆院総務、農林水産、災害対策特別の各委員会や参院予算委員会などは開けなかった。新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案を採決する衆院本会議については、開会が4時間近くずれ込み、同日夕になって立民などが出席した。

共産党の志位和夫委員長は12日の記者会見で「法相の資格はない」と辞任を求めた。公明党の北側一雄副代表は「反省し、しっかり法相としての職責を果たしてもらいたい」と指摘した。

森氏は9日の参院予算委で「東日本大震災の時、検察官は福島県いわき市から国民、市民が避難していない中で最初に逃げた。身柄拘束をしている十数人を理由なく釈放して逃げた」と答弁した。自民党が野党時代の2011年、森氏は震災を巡る国会質疑で質問者として同じ趣旨の発言をしていた。

11日の衆院法務委員会で立民の山尾志桜里氏が森氏の答弁を追及し、森氏は『理由なく』と『逃げた』は個人的見解だと説明した。同日の参院予算委では「法相が（個人的な見解だと）事前に示すことなく申し上げたのは不当で、撤回する」と答えた。立民などが答弁に反発し、衆院法務委と参院予算委は審議途中で散会した。

森法相答弁巡り政府見解を要求 野党、委員会審議応じず

2020/3/12 13:06 (JST)共同通信社



森雅子法相

立憲民主党の安住淳国対委員長は12日、自民党の森山裕国対委員長と国会内で会談し、森雅子法相が東京電力福島第1原発事故の際、検察官が市民より先に逃げたとした答弁について、政府が公式見解を示すまで国会審議に応じない考えを伝えた。与党は2020年度予算案の一般質疑を行う参院予算委員会や、衆院総務委員会などの定刻開会を見送った。実施されない可能性がある。

立民など野党4党は森山、安住両氏の会談に先立って国対委員長会談を開き、政府見解を求める方針で一致した。安住氏は記者団に、法相答弁に関し「全く事実無根だ。政府見解を出してもらいたい」と強調した。

「森法相は福島地検を愚弄している」立憲・安住氏

朝日新聞デジタル 2020年3月12日 13時16分



立憲民主党の安住淳・国会対策委員長

立憲民主党・安住淳国会対策委員長（発言録）

森雅子法相は（「東日本大震災の時、検察官はいわき市から最初に逃げた。身柄拘束をしている十数人を理由なく釈放した」などと国会答弁して）自分の部下ともいえる組織に対して誹謗（ひぼう）中傷した。当時、福島地検で働いていた人たちを愚弄（ぐろう）する発言だ。

森法相が言うように、真っ先に福島から逃げたということは事実だということか。そうでないのなら、法相がウソをついたとなる。はっきりしてもらおう。法相が組織を自らおとしめるような発言を言い続けたとすれば、それをやめてもらうしかない。（国会内で記者団に）

森法相答弁に苦言 公明・北側氏

時事通信 2020年03月12日 12時17分

公明党の北側一雄中央幹事会長は12日の記者会見で、森雅子法相が「東日本大震災の時に検察官は最初に逃げた」と答弁したことに関し、「反省し、しっかり法相としての職責を果たしてもらいたい。緊張感を持ってやってもらいたい」と苦言を呈した。法相の進退に関しては「政府で判断する話だ」と述べた。

公明・北側氏「森法相の答弁、脈絡がわからない」

朝日新聞デジタル 2020年3月12日 13時16分



公明党の北側一雄副代表

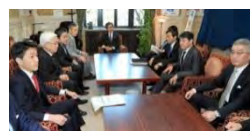
公明党・北側一雄副代表（発言録）

（森雅子法相の「東日本大震災の時、検察官は最初に逃げた」との趣旨の国会答弁について）なんでそんな答弁をしたのか。検察官の定年延長問題との関係だが、どう関わっているのか。その脈絡がわからない。そもそも（国会の委員会では）法務大臣が個人的見解を述べる場ではない。

ぜひ法務大臣として反省をして頂きたい。いま大事なことは、新型コロナへの対応を政府が万全にしていこうことだ。関係には緊張感をもって対応してもらいたい。（12日、公明党本部での記者会見で）

野党、森法相発言巡り審議拒否 事実関係「政府見解を」

朝日新聞デジタル 2020年3月12日 11時25分



会談に臨む野党の国対委員長ら。中央は

立憲民主党の安住淳国対委員長=2020年3月12日午前8時、国会内、岩下毅撮影



森雅子法相の「東日本大震災の時、検察官が最初に逃げた」という趣旨の発言をめぐって、立憲民主、国民民主、共産、社民の野党4党の国会対策委員長は12日、国会内で会談し、政府が公式な見解を示すまで、一切の国会審議に応じない方針で一致した。与党側にもこうした考えを伝え、午前10時から予定されていた参院予算委員会が開会できない状態になった。

立憲の安住淳国対委員長は記者団に「謝罪や撤回では済まない。この大臣のもとでは国会を全部動かすことはできない」と表明した。審議復帰の条件として、森法相の発言が事実かどうか、政府が見解を示すことを挙げた。

その後、安住氏は自民党の森山裕国対委員長と会談し、こうした方針を伝えた。森山氏は会談後、記者団に「野党に理解してもらえる解決策を見いだしていく」としたうえで、「当時のことをもう一回よく振り返って、検証してみる必要はあるのだろう」と語った。

森法相は9日の参院予算委員会…
残り：239文字／全文：629文字

沈黙続ける河井夫妻 「説明責任を」「離党しかない」 自民も冷ややか

産経新聞 2020. 3. 12 20:02

自民党の河井案里参院議員が初当選した昨夏の参院選をめぐり、案里氏と夫の克行前法相の秘書らが公選法違反（買収）の疑いで逮捕された事件に関して、両氏に説明を求める声が強まっている。夫妻は「説明責任を果たす」と約束しながら秘書らの逮捕以降は沈黙を続けており、政府・与党にとって新たな重荷となつつある。

■二階派会合にも姿見せず

克行氏は12日の衆院本会議を欠席。案里氏も所属する自民党二階派（志帥会）の会合に姿を見せなかった。11日の参院本会議前には報道陣から案里氏に「任意聴取を受けたのか」「何も答えないのは卑怯（ひきょう）ではないか」などと矢継ぎ早に質問が飛んだが、立ち止まることはなかった。

車上運動員に違法な報酬を支払ったとして、広島地検は3日、夫妻の秘書ら3人を逮捕した。9日には夫妻を任意で聴取。携帯電話を押収するなど、違法な報酬支払いへの関与について慎重に調べを進めている。

克行氏は昨年10月31日、疑惑を週刊文春が報じたことを受けて法相を辞任。夫妻は記者団の取材やコメントで説明責任を果たす意向を示していたが、その後は「捜査中」を理由に具体的な言及は避けている。

「秘書がやったことで、候補者は分からないことが多い」（自民党関係者）との擁護の声もあるが、与野党幹部の見方は夫妻に厳しい。国民民主党の玉木雄一郎代表は「秘書が逮捕されたことを考えると、議員辞職に値する」と糾弾した。自民党の世耕弘成参院幹事長も「疑念を持たれたことについては、自らの言葉で説

明責任を果たすべきだ」と強調。岸田文雄政調会長も「信頼回復に努力することが大事だ」と述べた。

■15日まで辞職なら4月補選だが…

肺炎を引き起こす新型コロナウイルスの発生対応などを受け、報道各社の世論調査で内閣支持率が低迷する中、説明を拒む夫妻の姿勢は安倍晋三政権に追い打ちをかけることにもなりかねず、今後、与野党攻防の焦点となる可能性がある。ある自民党幹部は「2人は離党するしかない。幹事長クラスが勧告すべきだ」と危機感をあらわにした。

仮に案里氏が15日までに議員辞職した場合、公選法の規定で4月26日に補選が行われる。補選の実施には、昨年の参院選をめぐる「一票の格差」訴訟の最高裁判決確定が条件となるが、3月15日までに確定する見通しはなく、補選は4月に行われない公算が大きい。（今仲信博）

「元助役が原発工事発注増を強要」 関電元幹部が証言

朝日新聞デジタル 2020年3月13日 5時00分



関西電力高浜原発=2020年2月11日、

福井県高浜町、朝日新聞社ヘリから、小杉豊和撮影



関西電力の役員らが福井県高浜町の元助役・森山栄治氏（故人）から金品を受け取っていた問題で、関電の複数の元幹部が第三者委員会の調査に対し、森山氏から原発関連工事の発注を増やすよう強要されていたと証言していることがわかった。第三者委は、森山氏の関連会社への発注方法に「ゆがみ」があったとして、14日に公表する最終報告書に盛り込む模様だ。

昨年10月に公表された社内調査で、関電は森山氏へ発注前に工事の概算額や時期などの情報を提供していたことを認めた。一方、森山氏の関連会社との取引について関電の岩根茂樹社長は記者会見で「発注のプロセスと金額は適正」と説明し、違法性を否定した。

旧若狭支社（現・原子力事業本部）と高浜原発に在籍した複数の元幹部が朝日新聞の取材に対し、森山氏から商品券やスーツ仕立券などの金品を受け取ったと認めた上で森山氏から工事発注を増やすよう強要されていたと説明。第三者委にも証言しているという。

旧若狭支社の元幹部は朝日新聞の取材に対し、2001年ごろ、森山氏から兵庫県のメンテナンス会社への発注増を強要されたと証言。森山氏に「工事を減らしてほしい」と申し出たが「原発を止めると脅された」と話した。

森山氏は助役退任後の1987…
残り：371文字／全文：882文字

原発避難、二審は東電の賠償増額 初の控訴審判決、仙台高裁

2020/3/12 17:52 (JST 共同通信社)



東京電力福島第1原発。右から1、2、3、4

号機＝2018年

東京電力福島第1原発事故で避難指示を受けた住民ら216人が、ふるさとを奪われたなどとして、東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、仙台高裁は12日、東電に支払いを命じた一審福島地裁いわき支部判決を変更し、賠償額を計約1億5千万円増額する判決を言い渡した。全国で約30ある同種訴訟で初めての控訴審判決。

判決理由で小林久起裁判長は「東電は2008年4月ごろには、福島第1原発に敷地の高さを超える津波が到来し、原子炉を安全に停止する機能を喪失する可能性がある」と認識していた」と指摘した。

東電は「今後、判決内容を精査し、対応を検討する」とのコメントを出した。

原発避難者訴訟、ふるさと喪失認める 初の高裁判決 東電に7億3350万円支払い命じる 仙台高裁

毎日新聞 2020年3月12日 20時42分(最終更新 3月12日 23時44分)



東京電力福島第1原発事故の避難者らが

東電に損害賠償を求めた裁判の高裁判決後、「勝訴」「ふるさと喪失損害を認定」などと書かれた幕を掲げる弁護団＝仙台高裁で2020年3月12日午後2時40分、和田大典撮影

2011年の東京電力福島第1原発事故で避難指示が出た地域の住民ら216人が東電に計約24億9000万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決で、仙台高裁(小林久起裁判長)は12日、1審判決から約1億2000万円を増額し、住民213人へ計約7億3350万円の支払いを東電に命じた。原発事故を巡る全国約30の同種訴訟のうち高裁判決は初めて。

18年3月の1審福島地裁いわき支部の判決は住み慣れた土地での暮らしや人間関係などを奪われた「ふるさと喪失」の慰謝料を認めたものの、他の慰謝料と合算して算出していた。今回はふるさと喪失の慰謝料を独立して認めた。

原告は放射線量が高く、立ち入りが制限されている帰還困難区域など避難指示区域の195人、旧緊急時避難準備区域の21人。早期の結論を得るため、国を被告としなかった。



東京電力福島第1原発事故の避難者らが

東電に損害賠償を求めた裁判の高裁判決を受け、横断幕を手に涙をこらえる原告団の早川篤雄団長(左)＝仙台高裁前で2020年3月12日午後2時43分、和田大典撮影

原告は精神的苦痛による慰謝料を「ふるさと喪失」(1人500万円)と、避難生活に伴う損害(1人月5万円)に分けて主張。東電は賠償基準を定めた国の指針を踏まえて慰謝料を支払っており、それ以上の賠償を拒否していた。

判決で小林裁判長はふるさと喪失について「突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、帰還しても地域社会全体が大きく変容した」として、独立して慰謝料を算出。避難に伴う他の慰謝料と合わせて、放射線量が高い順に、帰還困難区域の住民(既払い額1450万円)に150万円▽居住制限区域と避難指示解除準備区域(同850万円)に250万円▽緊急時避難準備区域(同180万円)に120万円――をそれぞれ支払うのが妥当とした。

東電の責任を巡っては、遅くとも08年4月ごろには津波を予見できたと指摘。「具体的な対策を先送りし事故に至った」と事実上過失を認定した。

1審判決は住民213人に計約6億1240万円の支払いを命じ、住民と東電の双方が控訴していた。判決は国の指針を大きくは超えておらず、原告弁護団の小野寺利孝弁護士は「ふるさと喪失を独立して認めるなど極めて画期的だが、認定額は不十分で、国の指針に引きずられた判決」と話した。【寺町六花】

ふるさと喪失慰謝料

原発事故によってふるさとにあった人間関係や豊かな自然を永遠に失ったとして、避難者らが求める賠償。国の指針は、帰還困難区域の住民に「故郷喪失」に対する慰謝料として1人700万円を支払うとした。今回の原告は、指針が定める慰謝料は、避難に伴う苦痛への賠償にとどまるとし、上積みや同区域外への対象拡大などを求めている。ふるさと喪失を独立した慰謝料として認定した地裁判決は、17年9月の千葉と19年2月の横浜の2件。

二審も東電に賠償命令 原発避難で初、仙台高裁

日経新聞 2020/3/12 15:19 (2020/3/12 19:35 更新)

東京電力福島第1原発事故で避難指示を受けた住民ら216人が、古里を奪われたなどとして、東電に計約18億8千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁は12日、東電に対し、一審福島地裁いわき支部判決より約1億2千万円多い総額約7億3千万円の支払いを命じた。全国で約30ある同種訴訟で初めての控訴審判決。



東京電力福島第1原発事故で避難した住

民が東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、垂れ幕を掲げる原告側の弁護団(12日午後、仙台高裁前)＝共同

判決理由で小林久起裁判長は「東電は2008年4月ごろには、福島第1原発に敷地の高さを超える津波が到来し、原子炉を安全に停止する機能を喪失する可能性がある」と認識していた」と指摘。東電による対策工事の先送りについて「被害者の立場から見れば、誠に痛恨の極みと言わざるを得ない」と述べた。

一審判決は古里喪失と避難を総合評価して慰謝料を算定。一方、高裁は古里喪失の慰謝料を明確に認めた上、避難の発生、継続に関する慰謝料と合わせて計算した。

居住制限区域と避難指示解除準備区域の住民 125 人に一審より 100 万円多い 250 万円、緊急時避難準備区域の住民 21 人には 50 万円多い 120 万円の上限を認めた。帰還困難区域の住民については、一審判決の賠償で十分として同様の 150 万円となった。原告団長の早川篤雄さん（80）は「良心的な判決だ」と歓迎。東電は「今後、判決内容を精査し、対応を検討する」とのコメントを出した。

18 年 3 月の一審判決は、事故時に県外在住だったり出生前だったりした 3 人を除く 213 人に対する計約 6 億 1 千万円の賠償を命令。慰謝料は避難区域の種別に応じて 150 万～70 万円だった。住民側と東電双方が控訴していた。

〔共同〕

原告「これからが出発」 福島原発避難者訴訟で高裁判決

産経新聞 2020. 3. 12 20:09

東京電力福島第 1 原発事故をめぐり、避難指示を受けた住民が損害賠償を求めた訴訟で、仙台高裁が 12 日に 1 審福島地裁いわき支部判決を支持したことを受け、原告らが判決後に仙台市内で記者会見を行った。原告らは判決内容に一定の評価をしながらも「これからが出発」と語った。

弁護団幹事長の米倉勉弁護士は「東電による事故の悪質性を断罪する判決。ふるさとの喪失に対して、非常に深く分析されている」と評価した上で、「率直に勝訴という受け止めをしている。全国で続く同種の裁判にも良い影響を与えることを期待している」と述べた。

原告団代表の早川篤雄さん（80）＝福島県楡葉町＝は「今回の判決を高く評価している。戦ってきてよかった」と語ったが、避難先での関連死などが絶えない現状にも触れ、「今回の判決を基点として、今後は震災前の生活を取り戻すことが重要になってくる」と強調した。

原発事故 慰謝料訴訟 東電に 7 億円余の賠償命令 仙台高裁

NHK2020 年 3 月 12 日 19 時 24 分



福島第一原発の事故で避難した住民への慰謝料が妥当かどうかで争われた裁判で、2 審の仙台高等裁判所は「東京電力は平成 20 年の時点で事故の可能性を認識していた」と指摘したうえで、東京電力に 1 審より 1 億円余り多いおよそ 7 億 3000 万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。原発事故の被害をめぐり集団訴訟の 2 審判決は初めてです。



この裁判は、福島県の大葉郡や南相馬市の住民など 200 人余りが原発事故でふるさとでの生活を奪われ、避難生活を強いられた慰謝料などとして東京電力に 18 億 8000 万円余りの支払いを求めたものです。

裁判では東京電力が国の指針をもとに示した慰謝料が妥当かどうかで争われ、1 審の福島地方裁判所いわき支部は指針を上回る 6 億 1000 万円余りの支払いを命じ、原告と被告の双方が控訴していました。



12 日の 2 審の判決で仙台高等裁判所の小林久起裁判長は「東京電力は平成 20 年に出た試算で津波で事故が起きる可能性を認識していたにもかかわらず、津波対策工事を先送りしてきた中で事故が発生した。対応の不十分さは痛恨の極みと言わざるをえない」と指摘しました。

そのうえで「住民は地域の人間関係を断たれるなど極めて大きな精神的苦痛を受けた」として、原告のうち 146 人への賠償額を増やし、1 審よりもおよそ 1 億 2000 万円多い、合わせておよそ 7 億 3000 万円の賠償を命じました。

原告団などによりますと、原発事故の被害をめぐり集団訴訟で 2 審の高等裁判所の判決が出たのは初めてです。

全国では東電に加えて国も相手取って原発事故の責任を問う集団訴訟が起こされ、責任の有無について地裁の判断が分かれていて、今後言い渡される高裁の判決が注目されています。

原告団から歓声と拍手

判決が出ると、原告の代理人の弁護士らが裁判所の前で「勝訴・原判決を克服」などと書かれた紙を掲げ、集まった原告や支援者たちから歓声と拍手がわき起こりました。

原告団の早川篤雄団長は「裁判官の良識を信じて訴えてきたことが認められ、想像以上の良心的な判決をいただいた」と涙ながらに話していました。

弁護団の共同代表を務める小野寺利孝弁護士は「東京電力の悪質性を正面から認め、ふるさを失うという被害者の苦しみに応える極めて画期的な判決だ。東京電力にはこの判決を真摯（しんし）に受け止め、上告せずに早期に解決することを求めたい」と話していました。

別の集団訴訟の住民代理人「画期的な判決」

原発事故をめぐり民事裁判に詳しく、別の集団訴訟で住民の代理人を務めている馬奈木徹太郎弁護士は、12 日の判決について「東京電力が津波を事前に予測できたことや、事故対策をとらなかったことにも踏み込んで認定し、賠償額を増やした。原告の思いを踏まえた貴重で画期的な判決で、仙台高裁の見識が示された」と評価しました。

そのうえで「今月中には東京高裁でも同様の訴訟の判決が出されるので、その判決次第では、この地域に住んでいた住民への賠償の水準が形成される可能性がある」と指摘しました。

東京電力「判決内容を精査し対応」

東京電力は「今後判決内容を精査し、対応を検討してまいります」

とコメントしています。

原発事故から9年 20の国と地域が日本産食品の輸入規制を継続

NHK3月13日 4時21分



福島第一原子力発電所の事故から9年が経過した現在も、20の国と地域で、日本産の一部の食品の輸入が規制されていることから、外務省は、食品の安全性について各国への説明を強化し、規制の撤廃や緩和を求めていくことにしています。

2011年3月の東京電力福島第一原発の事故の後、放射性物質への懸念から、54の国と地域で日本産の一部の食品の輸入が規制されましたが、これまでにフィリピンやマレーシアなど、34の国と地域では規制が撤廃されています。

一方、福島をはじめ東北や北関東産の水産物やキノコ類などの食品について、韓国や中国、台湾など5つの国と地域は、輸入停止などの措置を継続しています。

また、EU＝ヨーロッパ連合やインドネシアなど、15の国と地域では、放射性物質の検査証明書の提出が求められるなど、原発事故から9年が経過した現在も、何らかの規制を設けている国と地域は20にのぼります。

このため外務省は、日本の食品の放射性セシウムの安全基準はアメリカやEUと比べて10倍以上厳しいことなど、食品の安全性について、首脳や閣僚の会談などを通じて各国への説明を強化し、規制の撤廃や緩和を求めていくことにしています。

川内原発 16日午後停止へ テロ対策施設の完成間に合わず 九州電力

毎日新聞 2020年3月12日 21時06分(最終更新 3月12日 21時06分)



九州電力川内原発1号機（手前）と2号機

＝鹿児島県薩摩川内市で2019年1月18日、本社ヘリから津村豊和撮影

九州電力は12日、原子力規制委員会が設置を義務づけたテロ対策施設の完成が期限に間に合わないため、16日午後川内原発1号機（鹿児島県）の稼働を停止すると発表した。テロ対策施設が完成しないことを理由に原発が停止するのは初めて。同様の理由で、5月には川内2号機、8月以降は関西電力高浜原発3、4号機（福井県）が停止する予定で、原発を運営する電力大手にとって新たな経営リスクとなる。

規制委は、川内1号機のテロ対策施設完成期限を17日と定め、未完成の場合は稼働継続を認めない方針を示していた。18日午前0時までに原子炉を完全停止させる必要があることから、九電は16日の午後1時ごろ、制御棒を挿入して原子炉を停止させ

る予定。12月までに施設を完成させ、年末の再稼働を目指す方針だ。



鹿児島・川内原発

テロ対策施設は「特定重大事故等対処施設」と呼ばれ、航空機などが故意に原発に衝突しても遠隔操作で原子炉の冷却などができるよう2013年に設置が義務づけられた。しかし、過去に設置事例がないことから規制委の審査が長期化。設置を進める電力3社が昨年、期限内に完成しない見通しを示したのに対し、規制委が期限延長を認めなかったことから、稼働停止が避けられなくなった。

九電は川内1、2号機をテロ対策施設が完成するまでの8～9カ月間止める方針で、主力電源である原発の長期停止は業績への大きな打撃となる。石炭や液化天然ガスによる火力発電で原発の停止分を補う結果、燃料費増加で連結経常利益ベースでは数百億円の下押し要因となる見込み。これに対し池辺和弘社長は現時点では、電気料金を値上げしない方針を示している。【高橋慶浩】

娘への性的暴行罪 父親に有罪の逆転判決 名古屋高裁

NHK3月12日 18時17分



愛知県で実の娘に性的暴行をした罪に問われた父親が、「娘は抵抗できない状態ではなかった」として無罪とされた裁判の2審の判決で、名古屋高等裁判所は「親による継続的な性的虐待の一環だということを十分に評価していない」として1審とは逆に有罪と判断し、検察の求刑どおり、父親に懲役10年を言い渡しました。

この裁判は3年前、愛知県内で、父親が当時19歳の実の娘に性的暴行をした罪に問われたもので、1審の名古屋地方裁判所岡崎支部は娘の同意がなかったことは認めた一方、「相手が著しく抵抗できない状態につけ込んだ」という有罪の要件を満たしていないとして無罪を言い渡し、検察が控訴していました。

2審の名古屋高等裁判所では、検察が、娘は心理的・精神的に抵抗できない状態だったとして有罪とするよう求めた一方、被告の弁護士は改めて無罪を主張していました。

12日の判決で名古屋高等裁判所の堀内満裁判長は「被害者が中学2年生の頃から、意に反した性行為をくり返し受けてきたことや、経済的な負い目を感じていたことを踏まえれば、抵抗できない状態だったことは優に認められる」と指摘しました。

そして、「1審の判決は、有罪の要件である『抵抗できない状態』について、被害者の人格を完全に支配するような状態だということまで求めている、要件を正当に解釈しなかった結果、誤った結論になっている」としました。

そのうえで「1 審は、父親が子に対して継続的に行ってきた性的虐待の一環であるということを十分に評価していない。抵抗できない状態につけこみ、自分の性欲のはけ口にした卑劣な犯行で、被害者が受けた苦痛は極めて重大で深刻だ」と述べ、1 審の無罪判決を取り消し、検察の求刑どおり、父親に懲役 10 年を言い渡しました。

この裁判をめぐるのは、性暴力の被害者たちが、1 審の無罪判決を受け、被害の実態が理解されていないとして各地で抗議のデモを行うなど波紋が広がり、2 審の判断が注目されていました。

有罪には 2 つの要件

日本の刑事裁判では、性行為を犯罪として処罰するには

▽「相手が同意していないこと」だけでなく、

▽「抵抗できない状態につけ込んだこと」が立証されなければなりません。

刑罰を科す対象が広がりすぎないようにするため特に悪質なケースを処罰するという趣旨で、

▽暴行や脅迫を加えたり

▽正常な判断ができない状況を利用したりして、

抵抗できない状態の相手に性行為をした場合に罪に問われます。

抵抗できない状態だったかどうかについては、「物理的・身体的」な原因があった場合だけでなく、

▽被害者が恐怖のあまり逆らえなかったり

▽拒否できないような立場や状況だったりするような「心理的・精神的」な

原因があった場合も含むとされています。

1 審が無罪とした理由



1 審はなぜ無罪としたのか。

去年 3 月の判決で名古屋地方裁判所岡崎支部の鶴飼祐充裁判長は有罪の要件の 1 つ目の「娘が同意していなかった」ことについては認め、「極めて受け入れがたい性的虐待だった」としました。また、父親は、娘が中学 2 年生の頃から性行為を繰り返し拒んだら暴力を振るうなど、父親という立場を利用して性的虐待を続けていたことも認め、「娘は抵抗する意思を奪われ継続的な性的虐待で精神的にも支配されていた」と指摘しました。

一方で、要件の 2 つ目の「抵抗できない状態につけ込んだ」とは認定せず、「拒否しようと思えばできる心理状態だったのに拒否しなかった」と判断しました。

その理由について 1 審は、娘が

▽過去に抵抗して拒んだことがあったことや、

▽一時、弟らに相談して性的暴行を受けないような対策をしていたこと、

▽アルバイト収入があり家を出て 1 人で暮らすことも検討していたことなどに触れ、

「人格を完全に支配され服従せざるをえない状態だったとは認めがたい」としました。

そして、「恐怖心から抵抗できなかった場合」や「行為に応じるほか選択肢がないと思い込まされていた場合」などと異なり、著

しく抵抗できない状態には至っていなかったとして無罪を言い渡しました。

無罪判決に広がった波紋



去年、性暴力をめぐる無罪判決が相次いだことを受け、被害者や支援者は「被害の実態が理解されていない」として各地で抗議のデモを始めました。

被害者に寄り添う気持ちを花で表現しようと「フラワーデモ」と名付けられ、偏見や二次被害を恐れて沈黙してきた被害者が、みずから声を上げる場にもなりました。

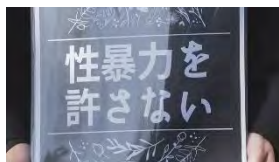
去年 4 月に東京と大阪で始まったデモは、その後、開催場所や人数を増やしながら毎月行われ、1 年足らずで、延べ 1 万人以上が参加しました。

また、一連の無罪判決は、性暴力の被害者などが有罪の要件の撤廃などを求める動きにもつながりました。

去年 5 月、性暴力の被害者などで作る団体は、「被害者が抵抗できたように思えるような状況でも、抵抗できない場合があることは心理学的に証明されている」として、法務省に対し、刑法の要件の見直しを求めました。

最高裁判所に対しては、「被害者が抵抗できなかったかどうかの認定にばらつきがある」として、被害者の心理について裁判官に研修を行うよう求めました。

判決前に性暴力根絶訴え



2 審の判決を前に、名古屋高等裁判所の前には、性暴力の被害の実態を反映した判決を求めようと、被害者や支援者およそ 30 人が花を手に集まり、「性暴力は許さない」などと書いたパネルを掲げ、被害の根絶を訴えました。

被害者弁護士「判決で初めて涙が出た」

被害者の弁護人の岩城正光弁護士は「弁護士として 30 年余りたつが、判決で涙が出たのは今回が初めてです。被害者のつらかった気持ちが、1 審では厚い司法の壁で受け入れられることはなかったが、きょうの判決は被害者の気持ちに沿った常識的かつ良識的なものだった」と話しました。

専門家「妥当な判断」

元刑事裁判官で、早稲田大学大学院法務研究科の稗田雅洋教授は「1 審判決は、有罪の要件にあてはまるかどうかをかなり限定的に解釈していたが、2 審判決は、これまでの裁判の実務に従ったもので、妥当な判断だと思う」と話しています。

そのうえで「裁判官は、法律の解釈にあたって、幅広い人の意見に耳を傾け、常識的な判断ができるように努力していくべきだ」と指摘しています。

新型コロナウイルス感染拡大予防で傍聴席に制限

名古屋高等裁判所は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、

12日の判決で、傍聴席の数を制限する対応をとりました。
12日の法廷の傍聴席は96ありますが、報道機関向けなどを除く83席について、傍聴者が隣り合わないよう、間に2席ずつ空席を設けることとし、一般の席数は23となりました。
裁判所によりますと、23席に対し207人が並び、抽せんの倍率は9倍だったということです。

伊藤詩織さん「ようやく回復への道たどれる」

性暴力の被害を訴え、刑事手続きでは相手が不起訴になり、民事裁判の1審で被害が認められたジャーナリストの伊藤詩織さんは、「女性の受けた傷は変わりませんが、今回の判決で、ようやく回復への道がたどれるのではないかと思います。長い道のりだと思いますが、今回、私たちが受け取った、考えるきっかけになるさまざまなバトンを、しっかり受け止めなくてはいいと思います」と話しました。

具ゆりさん「同じような経験持つ人たちに勇気づける判決」
裁判を傍聴した性暴力の根絶を訴えるデモの名古屋での呼びかけ人、具ゆりさんは、「まずは被害者の女性に『よく頑張ったね』と言ってあげたい。あなたの後ろにいる、同じような経験を持つ人たちに勇気づける判決だったと伝えたい」と話しました。

被害者団体代表「法曹界全体にジェンダーバイアス」
父親から性暴力を受けた経験のある被害者団体の代表の山本潤さんは12日の判決を傍聴したあと、「性的虐待を受けた人の心理に基づいて判決を下してくれたうえ、1審の判決を誤ったものだと言ってくれて、うれしく思いました」と話しました。

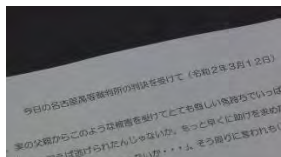
そのうえで、「もともと法曹界全体にジェンダーバイアスがかかっていると思っています。男性が中心になって作った法律が男性によって運用されています。性犯罪が理解されにくいものということを裁判官は認識し、バイアスを排除して公正な裁判を実現させてほしい」と求めました。

北原みのりさん「同じような被害受けている人たちに心強い判決」
裁判を傍聴した、性暴力の根絶を訴えるデモの呼びかけ人で、作家の北原みのりさんは「同じような被害を受けている人たちにとって心強い判決になると思う。この1年間で、性暴力とは、どういう犯罪なのか、被害者から見たら、どういう暴力なのかということを、被害者自身が声を上げることで理解が深まったと思う。社会の空気が変わったし、声を上げたのは、むだではなかったと感じた」と話しました。

そして、1審と2審で判断が分かれたことについて、「なぜ1審で、この判決が出なかったのかということ、これから問うていきたい。全く同じ事実を認めながらも、2審で全く違う視点の判決が出たという点が、非常に画期的だった」と話していました。

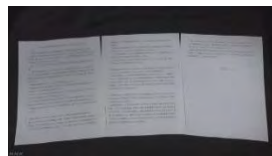
性的暴行罪 父親に有罪の逆転判決 被害受けた娘のコメント全文

NHK2020年3月12日 20時18分



愛知県で実の娘に性的暴行をした罪に問われた父親が、「娘は抵

抗できない状態ではなかった」として無罪とされた裁判の2審の判決で、名古屋高等裁判所は「親による継続的な性的虐待の一環だということを十分に評価していない」として1審とは逆に有罪と判断し、検察の求刑どおり、父親に懲役10年を言い渡しました。有罪判決を受け、被害者の女性は弁護士を通じてコメントを出しました。



今日の名古屋高等裁判所の判決を受け

て(令和2年3月12日)

1. 私は、実の父親からこのような被害を受けてとても悔しい気持ちでいっぱいです。

「逃げようと思えば逃げられたんじゃないか。もっと早くに助けを求めたらこんな思いを長い間しなくて良かったんじゃないか・・・」。

そう周りに言われもしたし、そのように思われていたのはわかっています。

でも、どうしてもそれができなかった一番の理由は、幼少期に暴力を振るわれたからです。

「だれかに相談したい」、「やめてもらいたい」と考えるようになったときもありました。

そのことを友達に相談して友達から嫌われるのも嫌だったし、警察に行くことで弟達がこの先苦労するのではないかとと思うと、とても怖くてじっと堪え続けるしかありませんでした。

次第に私の感情もなくなって、まるで人形のようにでした。

被害を受けるたび、私は決まって泣きました。

「私にはまだ泣ける感情が残っている」ということ、それだけが唯一の救いでした。

私が一人っ子だったら、何も迷わずにもっと早くに訴えられていたかもしれません。

やっぱり大切な弟たちのことが心配だったのです。

そんな弟たちと離れなくてはいけなくなること、生活が大変になるかもしれないこと、ただそれだけ考えると、嫌でも仕方なくてじっと我慢するしかできませんでした。

今も弟たちに会いたい。

話したい。

その気持ちでいっぱいです。

今も会えないのは苦しいです。

2. 二度と会いたくないのは、父親です。

あの人が私の人生をぶち壊したんです。

返してください。

私のこの無意味に空費した時間を！気に病んだ時間を！全部返してください。

やってみたかったこと、本当はいっぱいありました。

でも全部諦めました。

今、すべてのことを振り返ってみると、ひたすら悔しい気持ちです。

父との毎日は非常識であり、ただただ気持ち悪かったです。

どうしたらあんなことができるのか、わかりません。

私たちはただ普通に暮らしたいのです。
暴力も暴行も、無慈悲な言動のない普通の生活がしたいんです。
もう二度とこんな思いはしたくありません。
これから私は無駄にしてしまった時間を精一杯埋めていきたいので、邪魔しないでもらいたいです。
私は父を許すことは絶対にできません。
不安と苛立ちに押しつぶされそうな苦しい毎日でした。
そして今も同じです。
私や弟たちの前に二度と姿を現さないでほしいです。
3. 無罪判決が出たときには、取り乱しました。
荒れまくりました。
仕事にも行けなくなりました。
今日の判決が出て、やっと少しホッとできるような気持ちです。
昨年、性犯罪についての無罪判決が全国で相次ぎ、#MeToo運動やフラワー・デモが広がりました。
それらの活動を見聞きすると、今回の私の訴えは、意味があったと思っています。
なかなか性被害は言い出しにくいけど、言葉にできた人、それに続けて「私も」「私も」と言いだせる人が出てきました。
私の訴えでた苦しみも意味のある行動となったと思っています。
4. 私が訴え出て、行動に移すまでにいろいろな支援者につながりました。
しかし、「本当にこんなことがあるの？」と信じてくれる人は少なかったです。
失望しました。
疑わずに信じてほしかったです。
支援者の皆さん、どうか子どもの言うことをまず100%信じて聞いてほしいのです。
今日、ここにつながるまでに、私は多くの傷つき体験を味わいました。
信じてもらえないつらさです。
子どもの訴えに静かに、真剣に耳を傾けてください。
そうでないと、頑張って一歩踏み出しても、意味がなくなってしまいます。
子どもの無力感をどうか救ってください。
私の経験した、信じてもらえないつらさを、これから救いを求めてくる子どもたちにはどうか味わってほしくありません。
5. 私は、幸いにも、やっと守ってくれる、寄り添ってくれる大人に出会えました。
同じような経験をした多くの人は、道を踏み外してもおかしくなと思います。
苦難を生きる子どもにどうか並走してくれる大人がいてほしいです。
最後に、あの時の自分と今なお被害で苦しんでいる子どもに声をかけるとしたら、「勇気を持って一歩踏み出して欲しい」と伝えたいです。
一人でもいいから、本当に信用できる友達を持つことも大切だと思います。
以上被害者 Aより

年少兵 担任が勝手に出願 語り継ぐ戦争

朝日新聞デジタル伊藤智章 2020年3月12日 20時30分



空襲の時、福田さんが逃げたかつて

の公園そばの綿神社。その後の空襲で本殿は全焼し、戦後再建された=名古屋市北区元志賀町2丁目



福田静夫さん(88) 岐阜県多治見市

岐阜県で生まれ、名古屋市北区で育った。横着坊主だった。ゴミ焼き場で金属片をあさって売り、おでんやお好み焼きを買って食べた。1942(昭和17)年4月、最初に本土が襲われたドーリットル空襲も、戸外でチャンバラごっこして目撃した。

大杉国民学校高等科1年だった1944年、勤労動員が始まり、鈴鹿海軍工廠(こうしょう)の下請け工場などで働いた。工員が遊郭に行ったり、「いやじゃありませんか、海軍は」と軍をからかう鼻歌を歌ったりしていた。僕はいまの旭丘高校近くの剣道の道場にも通っていた。

強烈な思い出がある。級長だった朝鮮人に向かい、担任が「日韓併合から、我々の道は誤ったのかもしれないな」と漏らした。どういう話の流れなのか記憶にないが、戦争の先行きが怪しくなっていたころ。何かおかしいと、胸に引っかかった。

ここから続き

45年3月19日の名古屋空襲の夜は危なかった。警防団の指示で防空壕(ごう)から公園へ逃げた。でも人が集まってきて危ないと感じ、別の公園へ向かった。数分後、さっきまでいた公園に爆弾が落ち、とっさに伏せた。大勢死んだ。

ところが、自宅は焼け残った。戻った時、お袋が「あつ」と声を上げた。生後すぐの赤ん坊だった末弟がすやすや寝ていた。「夜中に起こすのはかわいそう」と防空壕(ごう)に連れ出さないまま、すっかり忘れていた。おやじは軍需工場に泊まり込みでいいし、長男の僕以下5人も子どもがいて、乳母車を押しての避難。お袋は大変だったろう。

その後、いまの岐阜県関市に疎開した。村の国民学校高等科に入ったが、油を採るための松の根っこ掘りや芋畑の開墾作業にかり出された。

ある日、教頭兼務の担任がクラスで「年少兵を受験せよ」と言い出した。何の説明もない。僕ら男子10人を指名し、勝手に手続きもした。陸軍だったか、海軍か、記憶が定かではないが、早生まれの僕はまだ13歳だった。

だが、うちの学校で実際に受験したのは僕だけだった。父親が有力者の子の応募は取り消されていたり、腹が痛くなったと言って会場に来なかったりした。「1億総特攻」と言いながら、裏があった。腹が立ったが、筆記試験の成績があまりに悪いと学校の

不名誉だ。ある程度書いたら、合格通知がきてしまった。忙しいおやじ、お袋には相談できず、もんもんとした。

8月15日は朝から暑かった。重大放送を忘れ、手づかみで川魚を取っていた。上がってきたら、近所のおじさんが「静夫、日本は負けたぞ」。「うそだ」と、夕方の放送で確かめた。ラジオの下に隠していた例の合格通知を桑畑で燃やした。周りの家の明かりに気づいた。戦争が終わり、灯火管制が解けた。生きていてよかった。うれしかった。

担任は戦後、中学校長になり、青年学校にも来た。47年の2・1ゼネストのころになると、今度は「ストは労働者の権利だ」と教えたものです。僕は夜間高校を経て名古屋大で学び、日本福祉大で哲学を教えた。(伊藤智章)

◇

《少年兵》 「日本陸海軍総合辞典」(東京大学出版会)などによると、兵役法では、満20歳(のちに19歳)の徴兵検査前の15～19歳の志願兵も採用した。海軍特別年少兵は14、15歳が対象。1期生は1942年9月に入団し、1年3カ月後に実戦投入。3500人中、約2千人が戦死した。陸軍にも少年飛行兵、少年戦車兵などがあった。

空襲伝える「戦災樹木」 東京23区に202本確認

NHK3月13日6時40分



昭和20年の東京大空襲をはじめとする空襲で被害を受けた「戦災樹木」が、東京23区内に200本以上残っていることが初めて明らかになり、調査にあたった専門家は保護の大切さを指摘しています。

「戦災樹木」は空襲による火災で被害を受けながらも焼失を免れ、焦げ跡や空洞など戦争の痕跡を今に伝える樹木です。

明治大学農学部の菅野博貢准教授の研究グループが、昭和20年3月10日の東京大空襲をはじめとする空襲で被害に遭った樹木の実態を調べたところ、被害の痕跡が見られ、当時を知る人からの証言も得られた戦災樹木は東京23区で合わせて202本に上ることが分かりました。

地域別に見ると台東区が55本、墨田区が32本、江東区が27本と、東京大空襲による被害が大きかった3つの区に半数以上が集中し、ほかの場所でも空襲で焼失した地域と重なるように点在していました。

一方、被害の痕跡があるものの、証言が得られないために戦災樹木と判断できない樹木もおおよそ150本あり、当時を知る人の証言をいかに集めていくかが課題だとしています。

東京の戦災樹木の全体状況が明らかになったのは初めてだということで、菅野准教授は、「最初はこれほど多く残っているとは思わなかった。放っておくと切られてしまうので、何らかの保護措置が取れるよう努力したい」と話しています。

作家の伊集院静さんが退院 くも膜下出血で手術 後遺症なし

毎日新聞2020年3月12日 17時28分(最終更新 3月12日 17時29分)



作家の伊集院静さん＝内藤絵美撮影

作家の伊集院静さん(70)の個人事務所は12日、1月にくも膜下出血で倒れ、手術を受けるなどしていた伊集院さんが、2月に退院したと発表した。後遺症はなく、現在リハビリ中という。

マスコミ各社にあてたファクスで伊集院さんは「小説、エッセイ等の連載は随時、再開の予定ですが、入院前よりは少しペースをゆっくりしようと思っています。入院中、多くの方々からお見舞い、メッセージを頂きありがたく思い、勇気付けられました」などとコメントした。【松尾知典】